

主之所絶無
而靡有足三以
爲百世之法
矣、延喜恐未
能及、此何則
其先皇之遺誠
而不肯聽也
則其他可知知
矣

天德四年禁中
火アリ温明殿
神鏡及太刀節
刀契印宜陽殿
累代寶器香典
安福二殿戎器

べるなり應和元年辛酉のとしもろこしの後周はるび
て宋の代おささざる唐の後五代五十五年のおいたか
れ國大おみだきて五姓うけりかばり國は主たり五
季とすいひける宋は代に賢王宮ちけいきて三百二十
余年まるともてりさみの天皇天下と稱せめたまふこ
と二十一年四十二歳おまし、御子おはくましく
ま中お冷泉圓融の天位おつきたまひし御は申すお
よはす親王の中に具平親王六條の宮と申中務卿に任
じたまひさ前に兼明親王名譽おはまきによりてあき
まは後中書玉と申す賢才文藝おのた代々に御あどを
よくおひつた申たまひけり一條の御代およろづじり
まとおこま人をもちひまし、ければこれ親王昇殿
じたまひし日清涼殿に、假文あらしお申廣の作文と

内記所交書仁
壽殿大乙式盤
盡焚遷都以後
至此百七十年
始有此災、帝
避之、神嘉殿
召藤原賴親
諭之曰、朕以
不儆、久居、尊
位、遭此災
殃、憂歎何已
救素、神鏡
獲之灰燼中
形質不損、權
奉安、總殿寮

いふことおきよりは、四かね、所費是賢才といふ趣を
さくらなることあり、これ親王たまはれなるべし、およ
け諸道おあきらかに佛法の方まゝくらかちさりける
とぞ、ひかじより源氏おやのりまかとも、これ御事
あのみぞ、今にいさるまゝ、大臣以上にいたりて相
たひひべる源氏といふこと、嵯峨の御門のついでを
おやじめして、皇子皇孫に姓をたまひて、人臣となした
まふす、あはち御子、たまは源氏の姓をたまはる桓武の
御子、高原は親王の男、高棟平は姓とたまはり、平城の御
子、阿保親王の男、行平等在原は姓をたまはれたこと、もこ
の後のことおされば、こをいたま、の義あり、弘仁以後
代々の御後は、みな源の姓をたまひしな、親王の宣旨
をかうふるひとは、才不才、およら、國々お報、戸お立

山縣禎曰帝深好詩歌一常玩心於翰墨風月之間播紳承化競事辭藻詞藝之盛前古莫及也雖然文過之弊常易柔懦上柔下慢於是乎暴民作矣及帝世而皇居官府連羅炎輦下盜賊橫行數入禁內一放火宮穴而莫之能

られて世のつゝえなまじるべ人臣おつかね官へま學びして朝要にいなひ器よしたがひ昇殿及びき御おさくなるべま姓をたまひる人の直よ四位よ叙す皇子皇孫おとりでのおとあり當君の三位なれべしといふの、まをその例まきあり嵯峨の御子大納言定爲卿三位お叙さしかごときも當代おのりすかくて代なれいのだ姓をさまひし人百七余人もやわりげん然色ど他流の源氏大臣以上はいたりて二代と相續する人のいま、できこぬぬころいかなるゆゑなるとおぼけかなんを嵯峨の御子姓をたまはる人二十一八の中大臣よのぼる人常の大臣兼大將信の左大臣藤の左大臣仁明は御子に姓よたまはれ人十三人大臣おのぼる人多の右大臣光の右大臣兼大將文徳の御子お姓よたま

制時俗之柔儒政事之寬縱亦可想也中古之盛治雖以延喜天曆爲稱首然文柔之政豈得無兆衰頽之機哉大抵昇平之久俗日趨文華文華之弊流衰頽於是乎上威表而權下移亂亡至矣蓋亂亡之機既兆盛治之時其瑞固非一

はる人十二八大臣おのぼる人能有れ右大臣兼大將清和の御子よ姓よたまはる人十四人大臣よのぼる人十世の御すゑに實朝の右大臣兼大將の御子お姓よたまはる人十五人字多は御孫に姓をたまはるとて大臣よのぼる人雅信の左大臣重信の左大臣ともお敦實の親王は男なり醍醐の御子よ姓をたまはる人二十八大臣おのぼる人高明の左大臣兼大將兼明は左大臣(後)親王とす中務卿よ任を前の中書王よ姓なりこの後お皇子の姓をたまはることおたえよか皇孫おのりあまたあり任大臣を本とするすよよりくるといふ御載すちかくい後三條は御孫に有仁は左大臣兼大將輔仁の親王の男白河院の御孫猶子にて直お三位せし人あり三世の源氏にて大臣よのぼれりかや

有_レ國家者可_レ不_レ常恐懼脩省制治於未亂圖存於未亡耶

帝嘗問_レ侍臣曰外議以_レ朕爲_レ如何主_レ曰天下皆稱_レ寬帝曰是誠朕志也理_レ下以_レ嚴民必難_レ堪矣

うにたましく大臣あいたりくもいせれう二代とあひ
りけるほとひと納言あり上にてつたはれるたにまきな
り雅信の大臣れすそおのづがう納言あてものほり
くのふりたる高明れ大臣の後四代大納言あてありし
もはやくふほまさいがふもああることおほえ
たり皇胤の貴種よりいでぬる人蔭をたのみいぞ才
ともあくあまつさへ人よああ慢あることおほえ
べきみや人臣れ禮みあふことあせぬべき寛平の御
記にうたはる見ゆはへらしなりのをちをいよくあ
みさせたまひけるあこり皇胤のまことお他にまとな
るべきまるとるきとわが國の神代よりのちのひよて君
の天照大神の御に皇國をたもち臣の天兒屋は御な
を君をたすみだてあひるべき器となせり源氏はあ

康保四年五月廿五日崩葬於高野郡村上山陵

たあひるたる人臣あは徳もなきあつたあひのほ
りて人あおはらは三神の御をあああひよこ
かあ中々上古には皇子皇孫あはあああひよこ
を將軍を任して四道へつがはされしもあなこあ
なり景行天皇五十一年はじめてあああああ武
内宿禰に任つ成務天皇三年あ大臣あああああ
ははははははは六代の御はつがはああああああ
孝元の御孫なりき然とああああああああああ
公政を攝せらむじああああああああああああ
が神代の幽契のああああああああああああ
氏のおとるへたることああああああああああ
ね神あひのああああああああああああああ

神皇正統記卷之四

百九十二

一りはべりかにかしみの親王をまことおぼせたるく
 徳もあはしげるあやそれ子師房姓をたまりて人臣
 に列せられしおとせしへあはちう名望世にきこる
 あり十七歳おて納言に任じ數十年に間朝廷の故實あ
 練し大臣大將おのぼりて懸車の給まるゆらまつら
 る親王の女祿子の女王の宇治に關白に室なりよりて
 この大臣をほかの關白の子よししたまひて藤氏おかは
 らず春日の社もあいらつかぬまつらねたりとすま
 たやめて御堂の息女お相嫁せらしめの子孫もみなり
 の外孫ありこのゆあお御堂宇治をい違禮のときくお
 おもへしそれよとのかた和漢に稽古をひねとま報國
 の忠節とささとる諫めあるおとりてやこの一流の
 み絶せして十余代あよべりそは中おも行迹うあが

神德平

始願三延喜式

初帝在東宮

はしや貞節かろろかあるたやびのおせづからあどろ
 へて跡なまきおり向後といふをもひしひみおもひさ
 まよふきおどなりおなかと天皇の御事をしるしたて
 まづる中に藤原のおこりの所々も申はべりぬ源のな
 がれもひさしくありぬるうへも正路をふひべき一は
 しをぶゝろまじであるまをあり君も様上の御な
 がれ一とありおく十七代おならむめたまか下もこの
 すゑの源氏こそあひつたつたばかりはべりけれとこ
 の君に徳をばけを給ひたる故お餘慶あるかとすおん
 だ申はべき

○第六十三代冷泉院の憲平村上第二の御子御母の
 中宮藤原の安子右大臣師輔の女なり丁卯の年即位成
 長お改元唯天皇帝御氣かむじおじぬれハ即位は時大極

多病村上帝
愛之欲立
爲平親王爲
嗣然以其婚
源氏憚藤原
氏而不果立
及將崩謂
左大臣藤原實
賴曰朕欲
立爲平然勢
不得立卿意
必在守平也
至是實賴遂
援立之

殿お出たおとともたやすかるおまかりなるおや
宸廡お出たおの禱おひき三年ばかりきて護國六十三歳
おはあまじきおは御門より天皇の号を申さすまた宇
多ふりのち論をたぐまつらき遺詔ありて國忌山陵を
おかきさるるおの君父のみしこき遺詔を
いめらるるおの臣子の義おあらす神武以來は御号
もみる後代のさだめなり持統元明よりおのた選位
あるひの山家の君も論とたてまつる天皇のおみお
申すゆれ中司の先賢の論おまともるるを得る事お
侍るなるおの御師のまはりおの御師のまはり
○第六十四代第三十五世圓融院諱の守平藤原第五の
御子冷泉院同母の弟あり己巳元年即位庚午改元天下
を治めおまふこと十五年禪讓御号のねのここと去翌年

矣外戚之盛也
爲平帝之所鍾
愛而圓融之兄
也兄弟之序宜
立而藤原實
賴以其婚源
氏忌之遂
立圓融帝以
帝之英明尙
爲權戚所
掣肘况庸昏
之主欲不爲
之所制豈可
得手
帝即位紫宸
殿

のやとよや御出家永延のころ平の御女おはて東寺
よく濃頂せさせたまふ御師のまはりおの御師のまはり
子寛朝僧正なり三十三歳おまじし
○第六十五代花山院諱の師貞冷泉第一の御子御母の
皇后藤原の懷子攝政太政大臣伊平のひすめなり甲申
の年即位乙酉改元天下をおまつめたまふこと三年お
りておはかに發心去て花山寺おて出家したお弘徽
殿の女御太政大臣爲光の女ありかくと悲歎おまじしけ
るをりおえて粟田の關白道兼の大臣いおだ藤原は兼
とさみえまごろそ、おのま申ておねと平山をめぐり
りて修行せさせし、おのちの都おの敬まごろはせ
だおひけりこれお御邪氣ありとぞ申ける四十一歳お
まじし

寛弘八年十月廿四日崩南院葬櫻本寺乾前原

諱守平

天延元年盜火前越前守源滿仲家延燒數百家召材武者護衛禁内

貞元元禁内火帝遷御職曹

○第六十六代第三十六世一條院諱仁懷仁圓融第一の子御母は皇后藤原の詮子(後み)東三條院と申は后宮院号は始めなり攝政太政大臣兼家(の)むすめなり花山院の帝神器をすて、宮を出たまひしかば太子は外國にて兼家の右大臣はせしむる内家なり諸門をたぬく讓位の義をたぬかばはれき新皇おさなくまじくしめ攝政の義ふるぎがごとし丙戌の年即位下茲改元をたぬち攝政病みたり嫡子内大臣道隆も也すて出家猶准三宮の宣をかうららる(執政の人出家のはじゆなりそのおる此家は人なりまは入道願をなす申けるまじりて源は滿仲世家はたりしをもはやくと新發とそひひける)この道隆はじめて大臣を辭して前官おで關白せられき(前官の攝政をたぬはまはとす)病

司

帝末年紀綱大業至盜賊横行放火禁内朝士入宮爲盜正曆二年二月十二日崩于圓融寺火葬圓融寺北原諱師貞

帝即位參議藤原義懷與左中辨藤原惟成協心輔

わりのるに子内大臣伊周まはらく相かはりて内院をたぬかば相續して關白なるべきよしと存せらるるるる道隆かむるてやかて弟桓天臣道兼ならはれ七日といひしよあへあくうせよと死すに弟は道長大納言おくおのせまが内院の宣をかうふりて右大臣まていたられまの延喜天曆のひらしをたぬしめしけむや關白のやめらるる三條の御時おや關白して後一條の御世ははじめ外祖にて攝政せらる兄弟たぬかばせしおこの大臣のまかれひとつ攝政關白したまふぞうしひかまもいかるるも友に昭宣公は三男よて貞信公ていまにかうららるる男おて師輔の大臣おかれ師輔の三男よて東三條の大臣東三條の三男よて(道綱の大将の一男かさをと三弟おとさむるによりて道

政紀綱頗張

永延二年攝政

兼家營二條

京極弟成二大

宴一朝臣東宮

大進源賴光

贈馬三十四匹

以頒賓客宴

集之盛前此

所未有

寛和二年帝遜

位入花山

寺落髮爲僧

長を三男を譲りてこの大臣みな父の立たる嫡子なら

自然に家とつがきより祖神のはからせたまひし

よあろはべりけ先いづきも先おこけく家とつたべら

るべきもあありきと申もこのおきとごしけ

ばしるさすこの御代おのさるべき上達部諸道他家

顯密の僧までもすぐれたる人おのかりきされば御門

もわき人抜ゆることひ延喜天曆にまさりけり

歎させたまひほる天下をおさめたまふおと二十五年

御病のやどに讓位おきて出家せさせたまふ三十三歳

おまえし

○第六十七代三條院諱ハ居貞冷泉第二の子御地ハ皇

太后藤原元子これお攝政兼家の山す海な花山院

寛弘五年二月

八日崩

諱懷仁

諸國盜起詔

源滿政頼親頼

信平惟時等

追捕之

帝慈仁爲心

寒夜嘗脱御

衣上東宮異而

問之帝曰方

氣のゆゑおやをりく御目のくらくおはしけるとぞ

辛酉の年即位壬子改元天下を治めたまふと五年

尊号おまき四十二歳おまし

○第六十八代後一條院諱ハ敦成一條第二の子御母と

皇后藤原元子(のち上東門院と申す)攝政道長の大

臣のひすめなり丙辰乃とし即位丁巳改元外祖道長

の大臣攝政せられまがのちに攝政をハ嫡子頼通の内

大臣おおはせしよゆづりおほ太政大臣にて天皇御元

服の日加冠冠理髪父子ならびく勤仕せられしごめつ

らまくのべりし冷泉圓融の兩流かはるくしらせ

たまひしお三條院のくれまひて後御子の敦明の御

子太子にのたまひしか心のあれて院號おふりて

小一條院と申しさこれより冷泉の御ながきたけにけ

今天寒想窮民
無衣一朕豈忍
獨重襲手好
學崇文詞疎
過人又妙三絲
竹

帝臨御日久一
時人才輩出源
經信藤原公任
源俊賢藤原行
成以才藝稱世稱四納言而當時閭閻之秀有紫式部清少納言赤染衛門和泉式部伊勢大輔
之流帝每日朕之不德唯得人承庶不塊延喜天曆之世
帝亦不滿於道長專權遂深感恨自書扶桑二句常藏巾篋帝崩後道長人臥內親而忌之乃
陰裂之

寬弘八年六月廿二日崩火葬北山長阪野
諱居貞

帝賜皇祖及石清水廟

帝在位病失明朝會少臨御道長數諷去位帝不憚時道長專權帝不平常慮為其所忌意不自
安至是遂決意脫履

寬仁元年五月九日崩火葬舟岡西邊
諱敦成

帝母上東后有賢德勳父道長使立一條帝皇后定子所生教康親王而道長貪外祖之權

不用其言
及一小一條去
儲位后又欲
成先帝之志
而道長不可
竟以后所生
皇子敦良為
皇太弟

ひなやま一申さりけるもしかるべき繼躰は御運ま
しくなるにころ東宮しりきたまひしかば此天皇
同母の御弟敦良親王たちたまひき天皇も御子なくて
かの東宮の御末に繼躰せさたまひける天下を治先
たまふこと二十年二十九歳おまし

○第六十九代第三十七世後朱雀院諱は敦良後一條同
母の弟なり丙子の年即位丁丑に改元天皇賢明おまし
くけるとどさきと其ころ執柄權ををしきまにせ

哉、道長之事也。既逼三條帝、令遷其位、以擁立其外孫、又立教明、爲之儲貳、以悅三條帝之意、及一旦、外遇陵土未乾、又奪其位、以立其外孫、天子拱默、以受其制、陵替至是、可勝歎哉。夷賊乘船五十余艘、入冠壹

られしかば御政の跡さこそ無念なる事や長久のころ内裏お火ありて神鏡やなまぬ靈光を現したまひければ其灰たわつめて安置せらば天下を治れたまふこと九年三十七歳おまし

○第七十代後冷泉院諱の親仁後朱雀第一の御子御母は贈皇太后藤原の嬉子(本は尙侍攝政道長は大臣第三は女なり乙酉の年即位丙戌に改元此御代の末ゆた世に中やすうす開ぬさ陸奥の貞任宗任などいひし者國をみだしければ源頼義お仰て追討せらる(頼義陸奥の守に任し鎮守府の將軍を兼すかの家鎮守將軍お任するははじめり曾祖父經基の征東副將軍たりき)十二年わりておんまづめ侍りなむ此君の御子まじしやうりしうへ後朱雀は遺詔にく後三條東宮お居よやへり

岐國殺守詔三太宰府平之長元九年四月十七日崩葬洛東神樂岡東南諱教良

長久元年禁中火是時都下多盜帶弓矢來往每夜放火又有郡僧殺掠行路人乃嚴追捕之寬德二年正月十八日崩於東三條

のバ繼躰はか糸てよりさだまりけるおみそ天下を治め給ふ事二十三年四十四歳およし

評註 神皇正統記卷之四 畢

院、火葬、香隆寺乾野

諱親仁

永承六年、以源賴義爲陸奥守、兼鎮守府將軍、討奥賊安部賴時、與人聞賴義威名、望風披服、賴時亦不戰而降、後復叛、拾曆四年、四月十九日崩、殿中葬、洛西舟岡西北原

諱尊仁

延久元年、置記錄所帝親聽政、帝性剛明、自在、諸王時、每嘆、臣強君弱、居、東宮、二十三年、好學、脩、德、究、習、國家、故事、常、切、齒、亟、相、及、即位、每、事、裁、抑、時、稱、聖、主、仰、望、中、興、賴、通、久、已

評註神皇正統記卷之五

准后源親房公撰

○第七十一代三十八世後三條院、諱、尊、仁、後、朱雀、第二、の、子、御、母、は、中、宮、禎、子、内、親、王、陽、明、門、院、也、申、三、條、院、の、皇、女、あり、朱雀、の、御、素、意、に、て、大、弟、み、立、た、ま、ひ、き、ま、た、三、條、院、御、末、を、も、う、け、た、ま、へ、り、ひ、が、し、も、か、ゝ、る、た、め、ま、侍、り、き、兩、流、の、内、外、に、う、け、た、ま、ひ、て、繼、體、の、主、と、な、れ、り、お、し、く、さ、戊、申、れ、と、し、即、位、己、酉、よ、改、元、と、し、天、皇、東、宮、お、て、久、し、く、な、は、し、ま、し、け、れ、し、じ、つ、の、み、和、漢、の、文、獻、密、の、を、し、へ、お、も、も、ぐ、ら、か、ら、お、知、ら、せ、よ、ま、よ、詩、歌、の、御、製、も、あ、ま、た、人、の、口、よ、は、べ、る、め、り、後、冷、泉、に、す、ゑ、さ、ま、世、の、中、あ、れ、て、民間、に、ら、ま、へ、お、ま、さ、き、四、月、よ、り、位、に、居、た、ま、ひ、し、お、ば、い、ま、だ、秋、の、を、さ、ひ、に、も、お、よ、バ、ぬ、よ、世、の、中、の、あ、や、り、お、け

忌之自帝即位、便託老病、恒居宇治、莊不與政、事致通難、在相位備、員而已以源、師房爲右大、臣尋用大江、匡房二人皆、稱賢才、公、平賞罰、帝素、屬精國治於、是俗反淳、素諸託不行、郡下肅然古道、再昌。

る有徳の君よてましくけるを申ゆたへて心
 じめく記録所といふ所をわうれて國々のおとろへた
 るみとをあおされき延暦天曆をりこなたみひまふを
 かしてき御事ありけんかし天下ををさめたまふこと
 四年太子おのづりて尊号ありのちに出家せさをた
 ふこの御時よりな執柄の權おさへられて君の御み
 から政をしらせたまふことにかつおはへりおひされ
 ぬづ四十歳たたまひけるに、院中おのりおはへりおひされ
 ○第七十二代第三十九世白河院諱の眞仁後三條第一
 の子御母の贈皇太后藤原の茂子贈太政大臣兼信のむ
 すめ實の中納言公成のむと先なり玉子の御位甲
 寅よ改元いひける尊の莊とよおこされて野の行幸なご

史論曰一條以來政歸威生、黨親連體根、據於朝廷矣、而帝躬統大、政以陽剛之、才應虎變之、象克己勵精、宵衣肝食宜其、君子豹變小人、革面而炳煥、明盛之治如日、月之麗乎天、也大江匡房所、謂可此際於、承和延喜者、可以頌帝德、

もありまゝ白河法勝寺とて九重の塔婆なども
 ひかした御願の寺々おも超ぬためしなきはごおどけ
 くりと、のへさせたまひける此後代ことおうち
 ついぎ御願寺をたてられしを造寺熾盛れそしり
 ありき造作のため諸國の重任なごいふことおやくなり
 て受領の功課もたいしあらせ封戸莊園あまたよせお
 かたてまことに國の費とこそなりはべりよし天下とよさ
 めたまふと十四年太子おゆづり尊号あり世の政を
 とじめて院中おてまらせたまふのちに出家せさせた
 まひてもなほそれまゝみて御一期とすさせまじし
 さかり位おて世とまらせたまふことむのしあかり
 しなり孝謙脱履の後に予廢帝の位よ居たまふばかり
 と見わたせご古代のことなまはたしかあらす嗟賦消

而德釋政理、和字多れ天皇もたいのづりてのせたまぬ圓融の御
 專尚節儉、吏稱其職、民安其業、殆有漢宣之風、可謂中興、其
 主追躋近江朝廷矣、時のやうくしらせさふまともありしおや院の御前に
 て攝政兼家の大臣承つて源時仲の朝臣を参議おなさ
 れたるどて小野宮の實資の大臣などは傾け申されけ
 るとろさせば上皇ましませと主上おさなぐおはしま
 す時はひとへに執政の政なきを宇治の大臣代世とな
 りて三代の君の執政あて五十余年權を専らおせらる
 先代おの臨白の後は如在の禮あてのまふおまなりな

帝以多病、讓位皇太子

延久五年五月七日崩于大炊御門茅、葬洛東神樂岡南、諱貞仁

帝幸西河、詩歌管絃、三舟陪遊諸臣、各隨能分職、嘗曰天下無不用朕命者、惟不如、意者西河水、雙陸、桑山法師而已

帝深信佛教、自書金字大藏經、受法華經、玄義、又句止觀等、於僧某某、屢幸法勝寺、使千僧讀經、其慶金字大藏經、數遭雨停、之帝怒、以為雨有罪、乃盛雨而下、獄時人謂之囚雨、凡帝

終世四幸、高野、八幸、熊野、慶佛像、建佛塔、不可勝數、上甚好色、幾亂禮經、後世以為保元之亂實兆於此

應德三年、傳位於皇太子、為太上天皇

山縣禎曰、白河帝遜位而聽政於院中、鳥羽做之後、白河又做之、於是紀綱大紊、是非顛倒、終失天下之大權矣、蓋其始懲相門專權、欲收其權、而不得其道者也、故古之明王、擇賢而任之、不敢自用、百官稱其職、垂拱而天下治矣、夫天下之廣、機務之夥、豈一人智慮之所能及哉、而欲必統之於己、固不可也、况愛憎任

意所置、失當乎、宜哉、時勢反覆、天下之大權、一去其手、而不能復收矣、

るほどにありおければ、後三條院の坊の御時をりあしごまみおぼまめまよしきおえて御中らにおしくてあやふみおぼしめは、保元の事なむありける、踐祚の時即關白をやめて宇治おももらさぬ弟の二條の親通の大臣關白せられおぼさとのほかおりの權もかくおはしきましてこの御代よば院あて政をさるせたまへは、執柄いた、職あるなはりたるばかりかおなりぬさ帝性豪邁、事をとらぬまた、臨るさすがら一變するよやはへ

好_ニ勇壯_、當_レ著_ニ然服_、尙侍_、或_ハ從_、側整_ニ正_、衣冠_、便_レ叱使_、退_日不_レ須_、學_ニ紉_、給子_、態_、

大治四年七月七日崩_ニ於_ニ三條_、鳥丸_、第_、火_、葬_、香隆_、寺_、乾_、野_、納_、御骨_、鳥羽_、成_、菩提_、院_、

諱善仁

りけん執政世とみこなはれしので宣旨官符にてこそ天下の事の施行せられしよこれ御時より院宜職の下文をおもくせられしおよりて在位は君また位よるなはりたまへるばかりなり世のそるおるれる女おたなるべきおやまた城南の鳥羽といふ所は離宮を立土木の大なるいとなみありさむのじはかり位は君の朱雀院にましますこれを後院といふまた冷泉院おも(然)の字火事たのばかりありて泉の字おあらたむおはしるおかの所々おはすませたまのま白河より後おは鳥羽殿をもちて上皇御座の本所とはさだめらるおたり御子堀河の御門御孫鳥羽の御門御曾孫崇徳は御在位まで四十余年(在位おて十四年院中おて四十三年)世をしらせたまひしうば院中は禮などいふおと

帝嘗謂_ニ左右_、曰_、普天_、之下_、皆_、王民_、也_、而_、遠民_、常_、疎_、而_、近民_、獨_、親_、一_、人_、之_、耳_、不_、得_、周_、聞_、天_、下_、之_、事_、是_、大_、患_、也_、卿_、等_、有_、聞_、告_、而_、勿_、隱_、

嘉承二年七月十九日崩_ニ於_ニ中殿_、火_、葬_、香隆_、寺_、坤_、原_、安_、置_、御骨_、同_、寺_、

もこきよりぞさだまりおけるとて御心たまふ久しくたまたせたまひ芝御代おと七十七歳おまししくさ○第七十三代第四十世堀河院諱は善仁白河第二は子御母の中宮賢子右大臣源顯房の女關白師實の大臣は猶子あり丙寅のとし即位丁卯お改元おのまかど和漢の才ままおしけるおとよ管絃野曲舞樂のおよあさらおよまおます神樂の曲あどい今の世まで地下おつたへたるもまの御説なり天下をさめたまふこと二十一年二十九歳おまししくさ○第七十四代第四十一世鳥羽院諱は宗仁堀河第一は子御母の贈皇太后藤原の苾子贈太政大臣實季は女なと丁亥は年即位戊子に改元天下を治れたまふこと十六年太子おゆづりと尊号あり白河世を七少せおと

諱宗仁

永八元年延曆
寺僧徒毀清水
寺堂字奉祇園
北野神興詣
大炊殿

二年始臨内
侍所神樂

京師盜起公行
却掠南海道
海寇剽竊貢
調都鄙騷擾

ひしうハ新院とて所々此御幸おも花なし御車おてお
りき雪見の御幸の日御鳥帽子直衣よふのくつを先じ
御馬おて本院の御車のさきはましくなる世よめず
かななるおどなればこそずりく見きてまゆめひかじ
弘仁の太皇皇嵯峨の院よりつらせたまひし日おや御
馬おて都よすいさせはきて宮城の内ともをらせ
たおべりといふことの見はべりじがなるの例おや
ありけん御容儀をたくましくければさらをそて
のませたまひなるや装束めこわくおり鳥帽子の
たひなといふおともろのさ方よりいで死まは花園に
有仁の大臣まゝ容儀あるひとおほせおかせせ且
下おるじ風よなりよなることぞ申せたる白河院かくれ
だまひえのち疎をばしせたまふ御孫おから御子の

四年傳三位皇
太子爲太上天皇

青山延干曰白
河帝不以禮
義律其身而
惟薄不修君德
有欠遂使鳥
羽帝不慈其
子而崇德帝不
孝其父上三
綱際而五倫廢
保元之亂已
勝胎于此禍
及數世而不

をせは重服をささせたまひたりこれも院中よて二十
四ねんそのあいだお御出家ありしかどなほ世を考ら
せたまひよきされば院中のふるさためしお白河鳥
羽の二代とまうしはべるなり五十四歳おほしく
○第七十五代崇徳院諱は顯仁鳥羽第二の子御母は中
宮藤原の璋子待賢門院と申入道大納言公實れむすめ
なり癸卯のとし即位甲辰改元五年戊申と云宋の
欽宗皇帝清康三年よあたる宋の政みよをしと北狄
の金國おこりて上皇徽宗あらびお欽宗をとりて北に
かゝりぬ皇弟高宗江とねたりて杭州といふところお
都を立く行在所とす南渡といひしはこきなりこの天
皇天下を治めたまふ事十八年上皇と御中らいこ、ろよ
からをしりぞかせたまひき保元おことありて御出家

已至使天
下生靈肝腦塗
地何其慘也
嗚呼後之人君
可不戒哉

保元元年七月
二日崩於鳥羽
殿即夜葬鳥
羽安樂院新御
塔

諱顯仁

大治四年山陽
南海盜起上皇

ありしが讃岐の國ふうづされたまふ四十六歳おとし
くさ

○第七十六代近衛院諱は顯仁鳥羽第八の子御母の皇
后藤原の得子(美福門院と申贈左大臣長實のひも先な
り辛酉の歳即位壬戌又改元天下を治めたまふ事十四
年十七歳おて世をはやくまし

○第七十七代第四十二世後白河院諱の雅仁鳥羽第四
の子崇徳同母の御弟な近衛の鳥羽の上皇鍾愛の御
子ありまみ早世しままぬ、崇徳の御子重仁の親王
つがせたまふべかりしお本より御中らぬこゝろよか
らでやまぬ上皇おぼえめしわづらびきまはこれ御門
た、せたまふ立太子もなくてそでお居させたまふ今
のこの御するのこそ繼躰したまへばまがるべし天命

救備前守平
忠盛追捕

永治元年帝
禪位于皇太
弟帝雅無去

位之志法皇
欲立美福門
院所生故述
禪位

山縣禎曰崇徳
帝方富春秋
未嘗有失
德而遽奪之
位近衛帝生

とやかえ侍るる亥のとし即位丙子改元平治と保元
といふ鳥羽晏駕ありしかば天下をしらせたまふ左大
臣頼長とさとしの知足長の入道關白忠實の次郎な
と法性寺關白忠通の大臣この大臣の兄おて和漢は才
たかくてひさしく執柄にてつゝのへらまこの大臣も
漢才はたたくさとしのと本性おしくればまけるも
を父の愛子にてよこさお申請られれば關白をば
たさなから藤氏の長者おなり内覽は宣言をのうふ
る長者の他人おむたるよと攝政關白はじまりくはそ
例なし内覽はひか去醜酬の御代はじ先りかよ本院の
大臣と曾家と政をたすけられお時おひあらびてその
おあり死と申せよ本院も關白にはあらまその例た
がふおや兄は大臣は本性おたやかおはしければお

而三歲未足もひい色ぬさまふて過されたる近衛の御門のくさ
 爲天下之父母而立爲天子上皇實溺私愛而背父子之道忘社稷之重人欲肆而天理滅矣國欲不亂得乎長寬二年八月廿六日崩於讚岐國支度宮火葬白峯西北阿野郡白峯陵諱雅仁

帝不豫有怪鳥每夜鳴度寐殿屋上救源賴政射之入殿中帝驚起曰久壽二年七月廿三日崩葬丹阿野野諱雅仁

保元元年法皇崩于鳥羽上皇入臨及門雅方稱遺詔推不納上皇太志而源賴朝藤原賴朝曰

くみ大方天下とてががよとばわられけるにや崇徳
 上皇を申す、めで世をみだらる父の法皇晏駕の
 七々日ばりやありけん忠孝の道かたにけること
 見たり法皇もみかたて悟りしめたまひしにや平清盛
 源の義明等おめしおをせて内裏をまもりたてまつ
 るべきよし救命ありささる上皇鳥羽よりいささまひ

以古揆今孝徳有皇子而承統者天智也淳和有皇子而即位者仁明也華山先於一儀三
 儀先後朱雀朕難不絶先帝之長子位赤萬乘爲居上皇皇統所繫非重仁而誰先帝捨
 之立匪文匪武之小子父子接愛朝野失望朕欲乘世機舉大義公意何如賴長素陷事上
 皇是以贊成其事謀願泄帝使下野守源義朝收小監物藤原光貞等於東三條殿鞠之時上皇
 召兵道路騷擾救義朝及檢非違使源義康警衛禁內遣檢非違使平基盛源季實平惟繁等干
 近畿諸路捕兵士麻甲入京者上皇潛入居白河宮賴長間行赴之帝告急美福門院門院
 矯遺詔召安養守平清盛警衛禁內

て白河の大炊殿といかどころよててお兵をわづめ
 らさければ清盛義朝等お救して上皇の宮をせめらる
 官軍のゆみのりしうば上皇は西山に方みのがれ左大
 臣のあがき矢よあたそ奈良坂邊までおちおるれなる
 おつのお客死せられぬ上皇御出家ありまかどな平清盛
 よつたされたまふ大臣の子とも國々へつかひさる武
 士おほく誅よふしぬりの中に源の爲義とさこ
 けし義朝が父をいかなる御乙ろさまかありけ
 也非日是小枝非經濟之也

頼長博學多識
 常以經濟自
 許忠通工歌
 詩善書賴長
 非日是小枝
 非經濟之也

永井定宗曰昔
 應神帝欲舍
 長子大鷦鷯
 而立季子稚
 郎子帝崩兄
 弟相讓不登
 天位三年稚
 郎子患之自
 殺於大鷦鷯
 鵲始即位仁
 德帝是也古賢
 王重天倫如
 斯矣夫天下
 者重器也然
 較之父子兄
 弟其輕如敗
 屣故孟子曰

ん上皇の御方にて義朝と各別になりぬ餘の子もは
 父に属しけるみこる軍やぶれて爲義も出家したりし
 を義朝おぼかりて誅せしこそため志なきことにはべ
 き嵯峨の御代よ奈良坂のたゝひあししのちの都に
 兵革といふことなかりしにこれよアみだを先ぬる
 も時運のくだりあるすがたどねほほこべるこれ君
 比御乳母乃夫よて少納言通憲法師といひあひ藤原の
 儒門より出たり宏才博覧の人ありきされど時よあは
 すして出来したりしにあの御代あいましく用ひられ
 て内おの天下のみとさながらはからひ申ける大内は
 白河の御代よりひさしく荒廢して里内裏にのみま
 くまを謀りてし國のついでもなかつりさ
 たえはたを公事とをを申がごちひまはてて康中

行一不義
 一不孝
 得天下不
 爲也今新院
 挟入欲之私
 不願父子兄
 弟之義先帝
 崩肌膚未寒
 以甲兵爭
 實詐當是時
 忠通與賴長
 兄弟相執爲義
 與義朝父子
 相角清盛與
 忠正叔姪相
 攻暴亂如此
 神武以降千八

の遺跡なともはらひ消めてひ跡をほろをたよむせが
 たにむおわら天下をたよむたよむと三年太子は
 づりて例はごとく院中にて天下をしらせ
 たおふこと三十余年そのあいたお御出家あしかせ
 政務はかはらす白河鳥羽兩代のごとしされとちつ
 いさ亂世おあらせたおひしこそあさましけれ五佐の
 帝の父祖よく六十六歳おまじく
 ○第七十八代二條院諱は守仁後白河は太子御母は
 皇太后藤原の子贈太政大臣經實はむすめは戊寅
 の年即位己卯お改元年号を平治といふ右衛門督藤原
 の信賴といふ人あり上皇いみじく寵せさせたまひて
 天下のこととさへきおせらるゝおるおおければ
 ことのおもるもさざしと近衛の大將をのぞみ申は

百余年、未嘗之有也、自是而後、至千慶、長平之運、四百有餘年、臣子親君、父嫡庶爭統、親々相殘、不可勝計、本朝風俗之頹敗、教化之亂壞、實權興于斯。

健久三年三月十三日、朔火、藤原華正院東法華堂、
我子どもは、願職官よれば、久近衛中將をとりさへ、参議以上は、おぼがるもあざさかしくせよしかば、れも天意あふふと、さるあまのいぬことなり、たがひなし、清盛のこのことをき、進じりのほりぬ、信頼のたらし、ひかさける近臣、この中に、さるはりする人々ありて、主上、上皇をしのびて、いだし、まつり、清盛の家みうけ、申てけり、すなり、ち、信頼、義朝等を追討せらるるを、さく、うち、信頼のとりとれて、首をさるる、義朝は、東國へ、ころざしての、れしか、尾張のくあ、てうた、さぬ、の首を、梟せられに、死、義朝、重代、兵、さう、へ、保元、の、勳功、すて、ら、さ、が、た、く、は、べ、り、し、お、父、れ、く、ひ、を、さ、い、せ、た、り、し、こと、大い、ある、と、か、お、ま、古、今、も、さ、り、ぞ、和、漢、に、も、た、め、し、か、し、勳功、お、申、か、は、る、と、も、さ、つ、か、ら、さ、り、す、く、と、も、

諱守仁、
信西明、練、庶務、治、開、官、才、
廷、巨、無、出、其、
右、上、皇、特、倚、
信、之、朝、廷、大、
事、莫、不、由、
出、信、西、亦、以、
爲、已、任、
平治元冬、中納言、
言、信、頼、左、馬、頭、
義、朝、舉、兵、反、
左、衛、門、佐、重、盛、
擊、破、之、丁、丑、
信、頼、伏、誅、初、
信、頼、爲、上、皇、

めし、かし、勳功、お、申、か、は、る、と、も、さ、つ、か、ら、さ、り、す、く、と、も、

所寵稍預政、おどろ父をすてたまはる道なるべき答行からばで
 請任近衛大將、上皇將許之信西諫曰、大將重任也、自非華胃、不
 敢輕授、若信賴任之、恐取禍敗、願少留聖思、上皇不
 悅、信西退乃、圖唐安祿山事、上之上皇未寤、信賴開之稱疾、不朝、時大宰大貳平清盛結姻、信西勢位稍
 踰、義朝以故義朝意懷不平、居常執執信賴知之、深自結納、又與權大納言藤原經宗右近衛中
 將成親、檢非違使別當惟方等、陰相結、欲乘隙而發、會清盛始、熊野、信賴遂與義朝等率兵、有
 圖、上皇於三條殿、縱火燒宮、殺傷狼籍、幽上皇於一品御書所、遷帝於黑戶御所、信賴自爲大
 臣、大將以義朝爲播磨守、是日白虹貫日、信西素善天文、推步入奏、天變、會上皇宴游、不得
 面陳、察告宮女、而出直走、南都、險信樂山、文見星變、謂我不見、乃穴地自療、用竹筒通
 氣息、信賴遣出雲守光保、索而獲之、斬首梟京師、時義朝子義平勸信賴、要清盛於安部野、
 信賴不從、既而清盛聞變、自熊野還、竊遣非藏人尹明於大內、爲奉迎、謀時經宗、惟方、亦悔、
 賊勸帝出宮、帝着官人服、駕車出、築壁門、逃幸六波羅、上皇亦變服、騎馬幸仁和寺、帝
 使清盛及子重盛討信賴、義朝大敗、之義朝東走、信賴潛至仁和寺、求哀、上皇上皇爲手書、請
 宥其死、帝不聽、命斬之、悉捕其黨、覆反黨七十余人、官職賞、清盛重盛功、授官進位、有差
 自是清盛威權稍熾

永曆元正月内、海莊司忠致、教義朝及鎌田正清、栗山恩曰、虎投、
 快乎殺之也、究鳥入懷、誰不、
 有罪與無、
 元平治よりこのかた、天下みだせて、武用さかり、王位
 のろくなりぬ、いまだ太平の世あかへらざるは、名行の
 道理多き孟子にたとへをとりて、心なる舜の天子た
 りし、卑陶とらへたらば、舜の心、したまふべきとい
 ふ、舜は位をすて、父を負く、去まよとあり、大賢の
 をしへ、あきば、忠孝乃道、あらはせておもしろくはべり、保
 す、理りなき父不忠なり、とも子と老くをるど、いふ
 ありし、卑陶とらへたらば、舜の心、したまふべきとい
 ありし、卑陶とらへたらば、舜の心、したまふべきとい

罪也自古逆賊世有而未
有義朝也蓋忍乎弟有義
忍乎子也甚矣忍乎子有
焉忍乎父亦既斷矣忍乎
父又忍乎君也忍乎君不
忍乎誅而天下將忍而誅
焉世以忍淨海之甚而
至義朝則不之異反曰
や公をどか去似よれるまどを
見ゆるたるかくて去け
しえづまきりしに主上上皇御中
あしめて主上の外舅
大納言經宗のちおめじかへ
まねて大臣大將まゝなり
父御めの子の別當惟方等上皇の
御意よりひまけれ
は清盛朝臣にまぼせてめしを
らへらる配服あつかは
まらぬれよか清盛天下の權を
たかきおに御てを
あく太政大臣はわがりの子大臣
大將になりあま
へ兄弟左右の大將にてあらを
たきこの御門比御世の
事ならぬもあまつんでよし
るしのせぬ天下の諸國
のあかばすぐるまを家領と
あし官位のおろく二門家
僕あふさげたり王室の權さ
らおなきおどくなりぬ
この天皇天下を治りたまふ
おと七年二十三歳あま
く

忠致源氏世臣
其義朝朝
故逃頼朝復
任無遺族
名義不明也
其如此夫夫
忠致高皇王之
後世任王官
世司王邑大
江匡房歷一
一條帝得人
以平致氣
列源賴光之
上賴光者義
朝之先而忠致
乃致賴之胃也
世系位祿未
○第七十九代六條院諱を顯仁二條は太子御母は
少輔伊岐の兼盛がひすめなりその品いやしく
まらぬあかりしにや乙酉元年即位丙戌年改元天下を
治さめたまふこと三年上皇世とまらせたまひし二
條の御門本よりこゝろよからぬ御ことあかりしゆゑに
やいはじか讓國のことおまき御元服をまらせ
三歳とせ世を治やくしむる御事
○第八十代第四十三世高倉院諱を憲仁後白河第五の
御子御母は皇后平の滋子(建春院)の女御本邦臣時
信の女あか戊子のことし即位日王に改元上皇天下を
せよまぬことものとこの清盛權をたかきおに
あどりことさらおこの御代れことおら其女徳子入内
じて女御とす即立后ありきおらたやらくこと

必在義朝之
下聞其爲
邦誅賊未
聞爲下弑
上也若謂
忍殺我之
究鳥則似也
而義朝乃食
人之虎執之
者無禁而
將不惡噬
人而惡爲之
阱不亦悖
乎自源賴朝
之後稱呼名
既已亂而神官

ろく、反亂はさかぬわが清盛一家非分のび天意
そむきなるよおろ嫡子内大臣重盛はこらば流さ
しくて父の悪行なごもいさめと、先けるさへ世をば
やぐしぬいよ、かごりなきはめ權をほじきま
は時の執柄みて菩提院の關白基房の大臣おはせし
中らひよる老からぬおどわりの太宰の權帥おつし
て配流せらる妙音院の師長の大臣も京中をいださる
そのほりおつみせらる、人おかかり從三位源賴朝
といひし者院の御子以仁の王とく元服ありまかど
親王の宣おとだおなくかたはらある宮おひせし
をす、先申して國々ある源氏れ武士等おあひおれ
て平氏をうきおはんどのありまことおらはまぐ
子もまじなはれたまひぬ賴朝もゆるひぬおあひ

小説、從而錄
之是非之辨
真好惡之相友
豈時此也哉

まどりとだれらめてけり義朝朝臣が子賴朝前存兵衛
佐從五位下平治のころ六位の藏人たりまの信賴まど
をまこまけぬ時よ任官すと平治の亂お死罪を申し
あだむる人ありて伊豆の國お配流せらまてたほくの
年をまくりまが以仁の王の密旨をうりたまはる院よ
りも志のびくおせはす違わぬ御れば東國を打

永万元年七月
廿八日崩火
葬香隆寺良
野

、先て義兵をおおしぬ清盛いも、悪行をたぬあま
けれぬ主上ふのくおげのせたまはるるお遷位のこ
とありしも世をいとほせましけるゆるとぞ天下をお
さめぬまふこと十二年世の中の御いのちおや平家の
取分おがめ申す神あまをば安樂の學島おな御まの
らせたまふなりこの御門御こ、ろいぬもめまよく孝

仁安二年、以
平清盛、爲太
政大臣、

行は御こ、ろさまふかくらき管絃のあたもまよく孝

三年、帝甫五歲、

行は御こ、ろさまふかくらき管絃のあたもまよく孝

上皇與清盛、
諸詔讓位於
皇太子李帝
爲太上天皇
未冠之上皇自
古無有世益
奇之

おはまよまたり尊号ありてほとろく世をばやくした
まふ二十一歳おまじまじき
○第八十一代安徳天皇諱の言仁高倉第一の子御母の
中宮平徳子(建禮門院と申す)太政大臣清盛がひすめ
り庚子のとし即位辛丑お改元法皇な保世をたらし
まふ平氏のいとくおおりをなし諸國のすまみ
れぬ都をさへつすべしといひて攝津國福原とて清
盛がとひどころに有しよ行幸せさせ申しけり法皇上

安元二年七月
十八日崩
大納言邦綱葬
諡憲仁

嘉應二年詠流入源爲朝爲朝爲人魁岸奇偉意氣豪爽膂力絶人
治承三年内府重盛薨重盛常憂父淨海驛暴每事諫諍
帝賢明仁孝愷不形色才藻英發初帝幼時有獻榭樹者帝極愛之命藤原信成守之一日仕
下將飲酒剪髮爲薪以煖酒信成見而大驚收仕下將髮之罪會帝信成上其樹信成

具其狀叩願請葬帝備容曰唐詩有云林間煖酒煖紅葉遺教仕下作此風流
治承五年正月十四日崩於平頼盛葬洛東山麓清閑寺法華堂
諡言仁

以仁親王與源頼朝起兵謀除清盛不克而死
史論曰頼政以仁王以舉大事其志有足壯者然侍僧兵爲輕重反受其累非策也爲
敵所逼據

平等院非地皇もおなじくうつまたてまのる人のうらみおほくま
也事皆出於こほりればよやか危あたてまつるいくほもなく清
急遽有非盛みくを次男宗盛その跡をつたぬ世のみださむか
庸有成乎然へり見す内大臣お任せ天性父も兄にもおよばざり
君子不以成るるにる威望きいつしおおとろへ東國のいくさほ
敗論人當よこはくありて平氏の軍所をよて利をうたなひける
是時法皇被とぞ法皇しのびく比叡山おのぼらせたまふ平氏力を
幽新院危若綴おをし主上をば先申して西海お没落す中三とせば
施非藉以仁

王之命旨則義族何由而興臨死慷慨不
失武臣之節其所激勸卒
厲者多矣異日源賴朝於
滅平氏豈非賴政首倡使
力歟哉
治承四流入源賴朝奉以仁
王命起兵將討平氏源
義仲亦起兵信濃一應賴朝
かどありて平氏ことごとく滅亡清盛が後室從二位平
の時子をいひし人この君をいだきたてまつり神璽を
ふとむるよま實劔を屢はばさるて海中おひぬおさ
おほかるいぬ世なり天下を成ぶめたふかごと三年八
歳おまじと大御所
◎第八十二代四十四世後鳥羽院諱尊成高倉第四の
子御母七條院藤原雅子先代の母儀おかくん后宮ま
ならぬ贈后おが院号ありじへみ先代立后ののちの
さためなりこの七條院号立后なくて院号のはじめお
りたししまつ准后の政ありしなり入道修理大夫信隆
のひすめあり先帝西海御幸ありしがご祖父法皇の
御世なりしかば都のかはら老攝政基通の大臣平氏
の謀をひ供奉ちられしおといさめ申せしお

移檄而募兵盛勢日熾源義仲在京師暴橫掠法皇莊園繼士卒侵平良民源賴朝使其弟範賴義經將兵討義仲大破之義仲伏誅救賴朝討平宗盛範賴義經乃進大破之平氏於一谷宗盛等奉帝泛海奔讚岐
るるよや九條の大路西よりとまらぬその後か平氏は親族ならぬ人々の御供ひあまつる人なかりけり
還幸あるべし院宣ありけきと平氏承引し申さる
よりで太上法皇の詔ふこの天皇たせたまひぬ親
王の宣旨さるもあまづ皇太子とまはなはち受禪の
義あり翌年甲辰よわたる年四月お改元七月お即位こ
の同胞に高倉の第三は御子としくおみと法皇この
君をえらびさだめ申したまひけると先帝三種の神
器をおひ具せさせたまひしおるお踐祚のはじめの意
例おいへりまかども法皇國の木主にて正統の位をつ
たへまします皇太神宮熱田は神あたらかよまもりた
まふことあらば天位つゝおよしまさす平氏はるびて
のち内侍所神璽のかへりいらせたまふ實劔につな

壽永四年三月廿四日

諒尊成

文治元年源義經大破平氏於壇浦四月奉建禮門院及鏡置入京師源賴朝以下勳平氏功超叙從二位義經廣送平宗盛父子於鎌倉

海おしつみて見えきそのこのはひと畫の御座に御鏡を寶劍に擬せられたりし神宮の御告おて神鏡をたてまつらせまひしよりて近ごろまゝの御守りなりき三種の神器はまとの所々お申しはべりまかどもまづ内侍所の神鏡なり八咫の鏡を申せ正統の皇大神宮おいはひまゝつる内侍所ましますと崇神の御代お鏡おへられたりし御鏡なり村上の御時天徳年中火事おあひたまふそれまての圓規か々ましまさき後朱雀の御時長久年中のさねて火ありしお灰燼比中よりひかりとさ、せまひなるををさたてぞわがめさてまつられけるさきと正統つ、がなくて万代の宗廟おます寶劍も正統の天の靈雲の鏡のちよ草薙のいふと申熱田の神宮おいはひたてまつる西海おまづ

宗盛父子被擒入京師者喧擾有厲數人立看一人曰所謂厲憐王一人曰何也曰伊平宗第一人位高望重而一家自殺不能同死荷生就囚如是不知醜甚因不知吾輩也傍人聞其言有理驚嘆曰心智誠不由形醜乎厲曰病

まの崇神の御代おなしくりかへらま老劍なりらせあるおどの未世のしるしよやとらめしなをと熱田の神あられたなる御ことなりむかし新羅國より道行といふ法師來りてぬすみたてまつりまかど神變をあらはえて我國をいゑたまはまかの雨種と正統ひかまかはりましまさき代々の天皇のををき御まもりとし國土おあまねきひかまとなりたまへりませおし寶劍のもとより如在れこと、不申しはべるべき神聖の八坂瓊の曲玉と申せ神代より今おはらま代々の御身をはなれぬ御まもりなまは海中よりうけいゑたまへるもことごとくなり三種の御こととくこゝろたてまつるべきなりなべてものしらぬたくひら上古の神鏡は天徳地久の災おあひ草薙の寶劍は海おしげ

命哉賢者不_レ免_レ病_レ願_レ吾_レ心豈與_レ形醜乎、
源賴朝遣_二北條時政守_三護京師、因用_二大江廣元之議、使_三時政_二奏曰、行家義經逃_レ亡難_レ輒_レ搜捕、若隨_レ開發_レ兵、則郡國虛耗其費不_レ貲、請_二諸國置_三守護_一莊園置_二地頭、就所在_一、逮捕則可_二不_レ勞而自定矣、常賦之外計_一、獻課_二兵糧_一、又請爲_二六十餘州總追捕使_一、自_二是兵權歸_三鎌倉朝廷失_レ搜取之術_一矣、

源義經逃_レ赴_二奧託_三藤秀衡、秀衡館_二之衣川、文治五年、賴朝奏請_下救_二秀衡子泰衡_一、誅_二義經_一、義經自_二殺_三泰衡傳_二首_一、

鎌倉

史論曰、義經智

勇兼備、雖諒

白_二無_一以過

焉、故能_二變_一平

氏於西海、建

不世之勳、然

特_レ功專恣、不

思_二善後策_一、

醜_二讓_一、讓_二愚兄

みたりと申しつゝふこととへるよやのへとくひの
ふとなりよの國の三種れ正跡をもちて眼目とし福田
とすることなれば日月の天をめぐらんやとはひどの
もがたはふまじきなり天照大神の救ふ寶祚のさの
へまさんこと天地とさはよりなかそへしとはべきを
いかさからふがひよてまつるべし今よりゆくさきも
いとたのもしくこそおもひたまへれ平氏いまだ西海
よわりしほと源義仲といふものよづ入京す兵威さの

第_二不能_一相
容_二身爲_一亡
虜_二流離_一狼狽
可_二勝_一痛惜_二世
傳_二義經_一不死_二
於_二衣川_一館_二通
至_二蝦夷_一、不_レ
知_二其果_一然否
也、義經機變絶
人_レ臨_レ危_レ踏_レ
險_レ而_レ不_レ死_レ者
數_二其必_一不_レ授_二首_一於_二庸劣_一之_二泰衡_一矣、云云

んなるをもつて世れ中のことをおさへおこなひたり
征夷將軍お任せこれ官のむらし坂上の田村丸まをり
東夷征夷のためよ任せらまきそのち將門がみだれ
お右衛門督忠文の朝臣征夷將軍をかねて節刀をたま
ひしよりこあたひさしくたえて任せられず義仲おは
まめてなりにつけるあまりなることおはくく上皇御い
死ををりのゆゑおや近臣の中お軍をし對治せんどせ
まおおとならずまてなるくあさましきおなんい

建久三年後、白河法皇崩、法皇讓_レ位_二之後、二條六條高倉安徳以_二至_三天皇_一、五世之間、政皆出_二法皇_一、而爲_二信賴_一清盛、義仲等_二撥_三亂_二天下_一、僅_二倚_三賴_二千賴_一朝、以_二安_一社稷、權移_二賴_一府、始_二自_三法皇_一、於是帝初聽_レ政、以_二賴_一朝爲_二征夷大將軍_一、
奧羽強族賴朝大舉討之、既平、法皇欲_二賞_三其戰功_一、賴朝辭_レ之、請_二賑_三貸_二陸奥_一、究民_一、
山縣禎曰、賴朝親將而征討、唯此一舉耳、而堂堂之陣、正正之旗、其鋒所向、如_二雷霆鬼神_一、攻取戰勝、奧

強族奕世盤據、強難制者不、數旬、而授首與羽悉、而後所分州事亦皆、其宜也、其將畧才度孰能及之者耶、以此觀之、其能服人心、而統一天下、蓋亦非偶然也、
 延應元年二月廿二日崩、於隱岐國、在海嶋九十九年天

くきにし東國の頼朝弟範頼義經等をさしのばせし、
 は義仲のやめて滅びぬさてそをとり西海へひりく
 平氏をたひらげまなり天命きはまりぬをば巨猾もほ
 ろびやとし人民のやすらぬふどの時の災難なれば
 神もちららおよばせよまはぬおやらくて平氏滅亡な
 せまのを天下もどのごとく君の御まゝなるべきかど
 おかえまゝ頼朝勲功のごとにためしなりりりば
 つからも權をほしきまゝみす君もまたうちまかせら
 せおろさる王家の權をいよくかどろへまき諸國よ
 守護をおきて國司に威をおさへし、の吏務といふこ
 と名ばかりにありぬあらゆる莊園郷保お地頭を補せ
 るおれば本所のあきがこをくおまはり頼朝の從五位
 下前右兵衛佐なりし義仲追討の賞お越階して正四

下賞賤莫不感傷、人皆欲啖、義時肉、同年五月納御骨京北大原藤林院中、
 諱爲仁
 正治元年源頼朝薨、頼朝曰、天下之權歸源氏、久矣、頼朝義家、經略東北前

位下、叙は平氏追討の賞おまた越階し、從二位、
 建久のはじめ、おやはじめて京にほりまてやがて一
 度、權大納言お任す、また右近大將を兼ぬ、頼朝しき、
 お辭退申まけれと、頼朝より朝弊おまどぞやごな
 く辭退して、もをの鎌倉のたちよなん下りし、そのれち
 征夷大將軍お拜任す、それとり天下のごと、東方のま
 おるまおき平氏のみだれに南都の東大寺、興福寺やけに
 しを東大寺を、俊乗といふ上人す、めふくれば、公
 家おも委任せられ、頼朝もふかく隨喜して、ほとあく再
 興す、供養れ、義ふるさあを、たは、給くおこなはれけり
 ありがたきこと、にや頼朝もかさね、京の、おしけり
 かつは、紀縁れため、かつは、誓固、乃ため、なま、法皇、
 経略、東北、前、統、さ、た、ま、ひ、て、主、上、世、を、し、ら、せ、ま、ま、ふ、す、べ、て、天、下、を、

後十有五年而朝延如不關知焉反上其奏功爲將士請賞格遷延不決甚而目以私圖傳之官符使以其以私恩喚咻之則是朝廷自舍其征伐刑賞之柄而付之源氏遠令東北豪傑日寧背天手勿背源氏當是時

おさめたまふこと十五年ありしは太子あつて尊号さいのごとし院中みくまた二十余年じふせたまひしが承久あことありて御出家ありて隱岐の國よてかくれたはひぬ六十一歳おましとく
 ○第八十三代第四十五世土御門院諱の爲仁後鳥羽の太子御母の承明門院源の在子内大臣通親比むすたなり父の御門の例おて親王に宣下なし立太子義のりみてすなはち踐祚あり戊午即位己未お改元天下をねさめたまふこと十二年太弟におつりて尊号れいのことまこの御門まさしき正嫡にて御こゝろばへをたいまくきこえたまひしよ上皇鐘愛ようつされましけるあやはほどなく讓國お立太子まをもあらぬさまありよき承久は亂お時のいたうぬことをしふせな

使三藏一塵手起一塵願以東非朝廷之有也而不致失臣節以終其身乃所以貽慶子孫也賴朝之起也豪傑之素附焉者爭爲之用兵鋒所向莫不克捷而會於國家綱紀極隆之時其布所謂素附者於七道而坐制其命是雖其

ひなればおやまおのいさめまじけをもやれおしかは玉名ともおひが細て阿波の國おでかくれさせたまふ三十歳おまじり
 ○第八十四代順徳院諱の守成後鳥羽第三子御母の修明門院藤原の重子贈左大臣範季のむすめあり庚午のとき即位幸未お改元おの御時征夷大將軍賴朝次郎實朝右大臣左大將おでありおしお兄左衛門督賴家が子お公卿といひける法師おふるさむまたつ人なかくて賴朝がおとはかくてたえよ死賴朝が後室に従二位平の政子とて時政といふもれ、むすめありし東國のこととばおこなひたその弟義時兵權をとりしが上皇の御子お下し申くおふたぶてはつるべきよし奏まけれお不許にやありけん九條の攝政道家は大臣の賴朝

智術有以劫持上下籠絡一世則亦時勢之自至焉而其源實出於父祖之餘慶焉爾夫王家自放失其權而莫之或收民安所倚哉於是王族之任其器者代而採之以宰天下亦不得已之勢也願朝邦建大業以致天下小康

の時より外戚あつきてよしみおはしければその子をくだじて扶持し申くる大かたのことの義時のみ、にたりなき天下を成さめたまふこと十一年讓國ありて、たごともみだれて佐渡比國おらつされたまふ四十六歳おはえしき
 ○廢帝諱は懷成順徳の太子御母は東一條院藤原の光子故攝政太政大臣良経はひとめなり承久三年春のころより皇おはえめえたりて御あけは俄お讓國したまふ順徳御身をゐるめで各戰のことをもひとつ御と、るにせせたまはん律はかまるとは吾新玉お讓位ありけりかと即位登壇さもなくて軍やよきしか
 山外身舞妓遊家の大臣の九條院の加むせたまふ三種は神器を内裏の所裏おむせ給はせ給ひ位

神不致濫降恭順其志是以足利氏以降更起宰天下者皆以上將一代採國權以服事天子莫非襲賴朝之故者則是賴朝爲天下万世創不得已之事以立不可踰之規而君臣之際兩得其宜也不然焉知莽採

のれち七十七が日の間ははらぐ神器をゆたなむし加さむ時嗣にはくそへたておつはる飯豐は天皇の御おなをら吞申すべきまもる元服おともおむて十七歳おむらぬおしきささてもおは世のみだむをわらふおまごにすまの世にはまとおこるもわらぬべくまた下の上をしのぐはしともおむらぬべしそのいはれをよむねさむへらるべきことにむらぬべし賴朝勳功のひのしよりたぐひあはほごなをひとへに天下を掌にせまかば君としてやすからずおぼしめまけるも理とあまいはんやそのあどたへて後室は尼公陪臣の議時か世にあまぬきばあとのをけりて御こゝろのまにせらるべしといふも一往のいなさおあらずしりきば白河鳥羽の御代はふるより政道のふるきす

卓不接踵我
國一哉雖曰
賴朝有功德
於天下勝其
父祖可也

寛喜三年十月
十一日崩千
阿波國火葬
板野郡里浦

諱守成

建保元和州
盛作鎌倉

軍敗被殺

承久元年實朝
謁鶴岡祠實
朝拜神而退
時已入夜祠
官僧公曉忽然
躍出拔刀斬
其首公曉賴
家之子也因
說三浦義村
求爲將軍
義村急告義
時義時乃殺
公曉自賴朝
崩千天下至

々々やうくをさるる後白河の御時兵革おこりて姦
臣世をみだる天下の民ほどく塗炭おちらにき頼朝
一臂をふるひてその亂をさひらげたり王室はふる後
にのへるまを奉りたり九重乃塵も夜をまり万氏
に肩もやすまりぬ上下堵をやほくし東より西より
の徳と伏せまかを實朝なくなりてもそむくもれあり
となきこゑをこれにまざるをどの徳政なくしての
そたやすくほへざるべきたとひまたうしなはれぬ
べくとも民やすするまをば上天にもくみしたおは
じ次に玉養のいくさといふはとがゆるを討してきす
あさをばはるばさす頼朝高官にのぼり守護の職と
たまふおれを法皇の救裁なりむたくしむぬむり
とひさだめがたも後室その跡をのりぬらひ時ひさし

くみぬ縁をとりて大望にむかひたりお下
いまたすありといひぬべらか一樹のいはれは
よて追討せらるる上御とみおや申はる謀反
あしたる朝敵の利を得たるおひ比量せられがた
はは時のみたらま天のゆるさぬことばうたがな
し但下れ上抜刻するはさは免る非道なとつお
なとの皇化にしたるひさるべきまほまことの徳政を
おこなはれ朝威に立くをたれの色を刻をふはり
れ道ありてそのうへのこと、おぼえのべれが
世の治亂のすがたもよくかんがみしとせたまひ
おたくまの御お、ろみくば干戈をうごかさる、か弓
失を成さるる、が天れ命にまかせ人の望みにま
おはせたまぬべかりしこと、にやつるにしく、繼
承の

是三世凡四十年而亡

後鳥羽帝子

爲鎌倉主上

皇不許更請

左府道家三男

頼經乃賜之

頼經年甫二歲

於是天下之

權歸於北條氏

承久三年帝

傳位於皇太

子後鳥羽帝

道も正路にかへり御子孫の世に一統の聖運をひら
れぬまは御本意のいまだ達せぬにはあらざきと一旦
もしばませ給ひしふる口惜ぐべし

○第八十五代後堀河院諱の茂仁二品守貞親王(後に後
高倉院と申)第三の子御母の北白河院藤原の陳子入道
中納言基家のひむめなり入道親王の高倉第三の御子
後鳥羽同胞の御兄後白河の御兄ふびにもれまむし御
ことあり承久に事ありて後鳥羽の御なぶれば外まの
子あらまは皇胤ましまさきよりてこの孫王を天位に
のりたてまつり入道親王尊号ありて太上皇と申して世
をじらせたまふ追号の例の文武の御父草壁の太子と
長岡の天皇と申す淡路の帝御父舎人の親王次尽敬天
皇と申光仁の御父施基の王子と申原天皇と申す早良

之討北條氏

專攻謀謀

及京師附

遷于佐渡

仁治三年九月

十二日崩于

佐渡國火葬

維太郡真野

山納御骨京

北大原

諒懷成

承久三年後鳥

羽上皇召兵

滅鎌倉不

ひとつにて

權勢おはし

の廣太子は怨重とやすめらるゝとて崇道天皇は号と
ふくら院号ありしことの一院をましまるこの
天皇辛巳のとき即位壬午に改元天下をさめたまふ
おと十一年太子おゆづりて尊号例のことしまはら
政をしらせまひまが二十一歳おと世とはやくおま
しくさ
○第八十六代四條院諱は秀仁後堀河の太子御母藻壁
門藤原の孫子攝政左大臣道家のひとたなり壬辰の
しそくお癸巳に改元例のおとし一とせばありありて
上皇かくれたまひしかば外祖に道家の大臣王家の
權をとりてひかしの執政のこくまありし東國にお
ふぎし征夷大將軍頼經もこの大臣の胤子なまむ文武
ひとつにて權勢おはしるるを天下をたさめたまふ

濟先上皇 每憤武臣專權置北面西而武士習武事欲召兵滅鎌倉一乃削義時官爵一士御門上皇謀不聽三浦胤義與其謀誅京師守護

事十年俄に世をいやくしたぶ十二歳おまじくさ
○第八十七代第四十六世後醍醐天皇の御子御母は贈皇太后源通子贈左大臣通宗のひすめ内大臣通親の孫女なり承久のみだれありし時二歳にあらせたまひなり通親の大臣の四男大納言通方父の院にも御傍親贈皇后にも御ありなりしかば収養し申きてかくまおさたてまつり十八の御年にや大納言さへ世をいやくせしかばいと無頼になり

光季、徵兵十五歳七道有押松九奉、上皇詔、東行密諭、坂東諸士、義村以告、義時、義時大、會、議軍容、義時乃命、泰時、時房、將兵、曰、朝廷不明、讒構無極、汝等、敵而歸、不克死之分、兵、三道、凡十九万、既發、明日、泰時、時房、道遠、見、義時、曰、号、命、都、署、既、聞、命、矣、石、車、駕、親、征、則、何、以、處、之、義、時、默、思、良久、曰、六、軍、親、征、宜、脫、自、斷、絃、委、身、下、吏、也、自、餘、無、所、避、於、是、諸、軍、齊、進、入、京、師、陣、皆、爲、賊、所、破、中、外、震、駭、帝、及、上、皇、幸、叡、山、賊、陷、京、師、上、皇、遣、使、于、義、時、復、本、官、止、征、討、之、詔、義、時、帝、徒、於、九、條、院、上、皇、諸、皇子、分、幸、海、嶼、諸、國

北條氏、建、南北、兩、府、於、京、師、六、波、羅、留、泰、時、時、房、飲、之、曰、爾、六、波、羅、青、延、干、曰、後、鳥、羽、帝、不、勝、一旦、之、怒、起、無、名、軍、藤、原、公、繼、切、諫、士、御、門、帝、亦、餘、止、之、帝、若、弗、納、蓋、帝、之、意、以、謂、義、時、一、陪、臣、耳、王、師、誅、之、易、如、拉、朽、殊、不、知、關、東、無、畏、上、下、輯、匪、所、以、聲、其、罪、者、適、足、以、激、將、士、之、怒、也、及、官、軍、一、敗、歸、罪、非、臣、以、冀、苟、免、夫、以、唐、德、宗、之、不、君、其、在、奉、天、也、猶、引、咎、自、責、帝、之、不、及、德、宗、遠、甚、矣、其、致、播、遷、竟、崩、於、海、外、非、不、幸、也、天、福、二、年、五、月、崩、于、九、條、殿、諱、茂、仁

帝敕定家、選、新、敕、撰、集、奏、時、定、成、敗、式、目、帝、容、止、詳、喜、怒、不、形、色、每、召、儒、官、談、論、經、義、如、遇、嬪、御、常、假、顔、色、たまひて御祖母承明門院にまゐつるひましくける二十二歳の御とし春正月十日四條院にはるゝ皇駕皇胤もなま連技れ御子もまままさは順徳院予いまだ佐渡ふおはまままけるが御子達もあまた都にどまりたまひし入道攝政道家は大臣がは御子の外家おまごましのばこの御流天位にけりたてまつるものやうお世をしらんとおもはれけるおやりのおもひたをおほせつのはまかれ鎌倉の義時が子泰時はから

恩春均一而無有濫幸

天福二年八月

六日崩於持

明院葬京東

山觀音寺北

山

諱秀仁

曆仁元年大將

軍藤原賴經入

朝

閏月盜竊晝

ひ申きてまれば君をすむさくまゆりぬまおと天命な
り正理なま土御門院御兄おて御こ、依るへもたさ
く孝行もふのく聞えさせよまひしかば天照大神の
感に代つてはみらひ申さけるもこととはりかの大
泰時こ、ろ正しく政すなほおしと人とはみもの
みおとらに公家れ御ことをおもくし本所のわづらひ
をと、先しお風の前に塵なくして天の下すな
しづまりさるるて年代をかさねまことひとへに泰時
の力と今申したおめる陪臣とまてひさしく權をとる
ことば和漢朝より先例なまその主たりし頼朝すら二
世をはすたす義時いかなる果報よかりかざる家業
をはじめく兵馬の權をとれるためしま違なること
やされとこをなふ才徳のまことひすまた大名乃下や

御坐劔

帝幼冲遊戯

度宮廊遂以

滑石見嬌御

健倒以爲樂

誤自倒而傷

至不起七治

三年正月九

日崩于開院

葬東山泉涌寺

諱邦仁

平泰時卒在職

十九年

こるこなるやゆりな中ふたどせばありぞありし身
まのりしかどかの泰時あひのたて徳政をささむと法
式をかたくすおれが分をはかゝのみなら親族な
らびおあらゆる武士まをいましめて高官位次のぞ
ひものなかりさるの政策のまににおとるへつるに滅
びぬるは天命のをいるまふさあり七代まるともくる
こそかぬが餘燕なればうらむるとこるなまといひは
しおよろ保元平治より此かたのみだりがりしさに頼
朝といふ人をなく泰時といふものなからまきりば日
本國の人民いらいなりなましこのれをよしくし
ぬ人はおるもなく皇威のおとろへ武備のかりにける
とおもへるはあやまりる所々お申はべることおれ
ば天日嗣の御讓にまかせ正統にのへらせたまふにと

青山延千曰北條泰時之治國家至誠以待下節儉以化民衣服器皿雖敵而弗改作百姓被其澤四海受其賜死之日民若喪孝泰夫風化之行純如影響泰時身以陪臣位微官卑而其治効若此况人君居九五之尊有四海

りて用意あるべしとこのはへたなり神の人をやくくもるを本誓とそ天下の万民はみな神物也君は尊くままさせと一人をたのまましめ万民をくるしむること天もゆるさず神もさいいひせぬいはを取れば政の可否にしごびて御運の通塞あるべしとぞおぼえへべるまして人臣とまて君を貴ひ民をあはせひ天お背くいまり地にぬきあふ日月は照す夜あふたてもこふ万のきたなくして光ああたうならんおとをおち雨露のやどこすと見ても身のたれまからずしてめぐおにもきんおとをがへり見れべし朝夕に長田淡田の稻たねをくふも皇恩なり晝夜生井築井の水のあふをのひも神徳なりこまをおもひもいれずあるにまかせて欲とほまきまうにし私をさきとして公を正する

海而朝天子下者乎孔子曰君子之德風小人之德草上之風必偃豈不信哉寛元二年北條經時廢征夷將軍藤原頼經以其子頼嗣襲其職時年六歳明年經時以其妹爲夫人年十六歳

、このろあるならば世にひさまき理りいべらじいんや國柄をとる仁にあたり兵備をあつめる人として正路をふまさらんにおきてはいかゝるかを運せまたくまへき泰時がひかえをおもふにはよくまことあるところありらんし子孫とさほとのこゝろあらまなれどがたくしげる法のままにおまきひげをばおよばまみぐら世をもかさねしにこゝろ異朝れことは亂逆にして紀なきためしおやれは例とぞるにたゞ我國は神恩のちかひいちぢるくまて上下の分さだまきりまのも善惡の報ひあさらるに因果のことありむなまからまかつはとをからぬこと、そまきの近代は得失を見て將來の鑑誠とせよおまきありまふの天皇の正路にかへり日嗣をうけまひまきさだちてま

山縣禎曰強臣
 專權大率
 利幼主是以
 自皇室之衰
 天皇稍長則皆
 蚤禪位白河
 上皇以降政
 出院中源平
 氏興而更制
 其君而一時
 有三四上皇
 鎌府亦效之北條氏擅權大將軍常不得久其職唯幻冲備位馬已至於其屢逐主則專橫亦滋甚矣

寛元四年讓位皇太子帝性恭慎仁而愛物依賴北條氏推戴不敢自專當時海內安寧庶民樂業帝亦逍遙遊歷怡自適嘗造宮於嵯峨龜山移植芳野櫻最長和哥詔基家爲家等和歌親臨裁定曰續古今集

梅松論曰帝遺詔命山帝子孫世承大統以長講堂領授後守多帝充子孫封邑而北條時

ま〜〜〜奇瑞ありきまた土御門院阿波の國にて告文を
 も、せまして石清水の八幡宮に啓白せさせたまひ
 りその御本懐すゑとりにまかばさま〜御願をば
 されまもあはせある御事ありつゐに繼躰と主とし
 でこのそまからぬいましまさす壬寅れとま御即位癸
 卯の春改元御身とつ、しみたまひけをばにや天下を
 致さめたまふこと四年太子とさなくましくしかを
 も讓國あり尊号例のおとし院中にて世次しさせたま

鐵府亦效之北條氏擅權大將軍常不得久其職唯幻冲備位馬已至於其屢逐主則專橫亦滋甚矣

寛元四年讓位皇太子帝性恭慎仁而愛物依賴北條氏推戴不敢自專當時海內安寧庶民樂業帝亦逍遙遊歷怡自適嘗造宮於嵯峨龜山移植芳野櫻最長和哥詔基家爲家等和歌親臨裁定曰續古今集

梅松論曰帝遺詔命山帝子孫世承大統以長講堂領授後守多帝充子孫封邑而北條時

宗建立伏見帝爲後宇多帝太子自是後深草龜山二帝之後迭承皇統朝廷之卑極矣

文永九年二月十七日崩於龜山殿別院葬同藥草院安權御骨藏淨金剛院

諱久仁

北條時賴遜大將軍賴嗣還京師

時賴藏將軍賴嗣還京師以後嵯峨皇子宗尊爲征夷大將軍

近衛兼經罷攝政其弟兼平代之是爲鷹司家祖先是道家長男教實爲九條家嗣次男良實

二條家三男
 實經号一條
 家各立其家
 稱曰五攝家

ふ御出家の、ちもりはさす二十六年ありしか白河
 鳥羽よりこなにはをなやかにめるたき御代なるべ
 し五十三歳おまし〜

○第八十八代後深草院諱久仁後嵯峨第二子御母は
 大宮院藤原の姫子太政大臣實氏れむすめなり丙午の
 し四歳にて即位丁未に改元天下ををさめさふこと
 十三年后腹の長子ましくしりとも御病おはしまし
 りまは同母の御弟恒仁親王と太子にたて、讓國尊号

嘉元二年七月
 十六日崩于
 富小路殿

諱恒仁

北條時頼卒、弘長三年也。初泰時卒後、綱紀廢弛、獄訟滋興。時頼在職、一守貞永式目、遵藤倉舊制、庶翕然悅服。天下稱治。

文永三年、大將宗尊親王爲時宗所逐、還京師。以惟康王爲征夷大將軍。歲

れいれごとし伏見の御代にぞしばらく政をしらせたまひし御出家ありて政務をば主上に申すり申させたまふ五十八歳おまし。き
○第八十九代第四十七世龜山院諱は恒仁後深草院同母の御弟なり。己未のとき即位庚申に改元この天皇を繼躰とたばえ先まおきてるおや后服に皇子すまをたまひしと後嵯峨どりやえなひまきていつしう太子に立たまひぬ後深草のとき新院と申しき御子もさきだちてうまねたまひまかむもひきこさきましにき太子は後宇多にまます御年二つ深草の御子に伏見御とし四歳になりたまひけり後嵯峨かくれさせたまひてのち兄弟の御あはひにあらねばせたまふことありきば關東より母儀大宮院にたつね申さるるに先

僅三歳

文永五年蒙古因高麗來通好高麗奉書附使獻方物以蒙古書辭不遂並不答

嘉元三年九月十五日崩葬

諱世仁

建治元年蒙古改國号曰

院の御素意は當今にまます御年二つ深草の御子に伏見をければごときだまりて禁中おて政務せさせたまふ天下を改めたまふこと十五年太子にゆづりて御号れいのごとし院中にて御十三年お世をしらせたまふことあらたまりにし後御出家五十七歳おたまふき
○第九十代第四十八世後宇多院諱は世仁龜山の太子御母は皇后藤原の菟子(後に京極院の申)左大臣實雄のひまめなり甲戌のとき即位乙亥に改元丙子のときもろおしの宋の幼帝徳祐二年よおたる今年北狄の種蒙古におりて元國をひまが宋の國を滅ぼす(金國おこりにまより宋は東南の抗洲にうつり百五十年にきれり蒙古おこりて先金國をせめその國をおいせ後に江

元使其臣杜世忠何文著等至長門室浦北條時宗命收杜世忠等送致謙倉悉斬之梟首

弘安二年元將夏實范文虎等遣周福樂忠等一證以通好斬之博多
四年五月元兵大舉來冠壹岐對馬六月

をわたりて宋をせめしが今年つゝにやろぼさるゝ半已の年(弘安四年あり)蒙古の軍おほくの船をうろへて其國をおかそ筑紫にて大いに合戦あり神明威をあらはしあちを現じてふせがれけと大風俄にこれりて數十万艘の賊船みな漂倒破滅せぬ末世といへども神明は威徳不可思議なま誓約のやはらざることをにておしひつるべしこの天皇天下を治さめたまふと十三年おもひのはかにのがましくて十余年ありき後二條の御門立たまひまかば世を治らせたまふ遊義門院かくをまして御歎のあまりにや出家せさせたまふ前大僧正禪助を御師とまて宇多圓融の御にたまふ東寺にて灌頂せさせたまふ先づらゝにたふと事侍まきその日の後醍醐の帝中務の親王とて玉卿の座

侵太宰府鎮兵撃破之殺獲千餘人元兵轉至鹿嶋七月晦夜大風雨海水簸蕩戰艦覆沒溺死者無算鎮西兵乘勢掩擊殺獲甚衆請降者千餘悉斬之元兵十萬得生還者僅三人

史論曰時宗斬元使或疑

につひせまします今のごころはるのち二條かくをさせたまひしものち世をいとはせたまふ嵯峨のおく大覺寺といふところ弘仁寛平のひかまの御あそびたづねて御寺なごあまた立てたてまつるにせたまひまそのち後醍醐の帝位につきましくしかばまたまはく世を治らせたまひて三年はありありと申すりましくき大あたこの君は中古よりこなまよありがたき御こと、不申はへるべき文學の方も後三條の、ちおれかほとれ御才さこひさせたまはざりしにや寛平の御誠に帝皇の御學問は群書治要などにくだりぬへま雜文にひきて政をさまひげたまふれを見わたるあやさを延喜天曆寛弘延久の帝はみな宏才博覽に諸道をもしらせたまひ政事もあきらか

此激元主之怒而速其兵也嗚呼可日不然彼挾疆大之勢以臨我我屈伏以事之彼將下責我以稱藩朝貢而陵辱誅求之無厭也夫赫天孫之胄臨瑞穗國代天子民之道固無假於彼而張夸辭以制我足也夷

にましくまのばさづ二代はふとふりぬつまては寛弘延久をぞ賢王とも申せし和漢の古事をしらせたまねば政道もあきらかあらず皇威もかるくありさだまれる理りなり尙書に堯舜禹の徳をほひるふはいにしへを稽といふ傳説が殷の高宗で成しへたるふは事古を師とせせして世にあらがたふとい説ふきかざる

ところなりとおもるこしお元士良とて近習は官者にて内權ととり極光たる魏人ありその黨類にをしへたる人主お書をみせたてまつるなはかなきありびたりさまはいひかともがらは字せぬべしといひける

今もわりのべさきこをにや寛平の群書治要をさしで宣ひたる部せばきに似たをたいしこの書ハ唐の太宗の時

我の時宗執其使而戮之宣揚威武震懾外國其舉甚美矣彼欲我固有備選將蒐本屯成沿海軍國之需一無所欠故元主大興舟師來冠而卒不能得志雖由神明之祐亦時宗堅忍不拔之志與防御得紀綱言善相公等の名儒ありしがば文道のきみあり

は名臣魏徴をして知らせらるるなり五十卷の中おらぶる經史諸子おの各文をのせたり全經の書三史等を不常に人はまぶるこの書にせたる諸子などは見るものすくなし何とく名とだにじらばたぐひもおましまして万機を考らせたまふにまをばせたまふことをよしあがるべきにや本經等とならばせまじくそにてあるべからずすゑ雜文とぞおとば經史の御學問のうべにこの書を御覽じく諸子等の雜文おるなくとも御こゝろなり寛平はよとにひらくまなばさたまひければにや周易の險かき道とも愛成といふ博士にうけさせたまひき延喜の御えと左右にたはす菅氏輔佐をたてまつらまきそのうちも

宜之所致也、元主創艾不、能再舉、永無西陲之虞、時宗之功不亦偉乎、又曰龜山上皇深憂之上、御筆書于宗廟、所以身代、國難於是、風大作俄敗、其舟蒙古三將各擇堅艦、乘之過去、乘士卒十餘万、嶋、將池等兵、

しことも上古にねよへりき此御誠につまで天子は御學問さまでなくとも申人の侍にあさましき事なり何事も文の上にてよく斷簡あるべきとやこれ君在位にても政事をあらせたまはる院にても十余年閑居し給へりしるば稽古にあたらりに諸道をしらせたまふあるべし御出家の後も淫んごろにぬこなりせましくさ上皇の出家せさせたまふ事ハ聖武孝謙平城清和宇多朱雀圓融花山後三條白河鳥羽崇徳後白河後鳥羽後嵯峨後深草龜山にまます醍醐一條は御病れもくなりてせさせたまひしかやうにおまた聞はさせしかど戒律と具足し始終かくは、事なく、宗を養はめて大阿闍梨とさせさせたまひし事いとわたりたさ御事なりこれ御まゑに一統の運とひふが、有徳

捕、其殘兵三万余人千五龍山下、斬首博多嶋、僅數、三人、歸國、以語、其主、弘安十年、讓位、皇太子太子、即後深草上皇、第二子、而年長、於帝、二歲、謙倉奏請上皇、久待、其登極、宜、讓、寶祚、帝遂從、之、自是、帝曰、新院、後深草上皇、

の餘蓋とぞおもひたまへる元亨のす及甲子六月に五十八歳にてかくれまし、くさ

評註 神皇正統記卷之五畢

日本院、龜山
上皇曰、中院

元亨四年六月
廿六日崩於
大覺寺、葬蓮
華峯寺傍山

評註
神皇正統記卷之六
校訂

評註
神皇正統記卷之六
校訂
○第九十一代伏見院
藤原實雄のひすめあり後嵯峨の
帝總統を六龜山とほしむしむさゆはれば深草の御
ながれいかにとおぼししを龜山弟順の儀はほし先
しけるおやこの君を御猶子おして東宮よすはたおふ
そのち御おみおまかすおしさまなるおとさす出
きて殿祚ありさ丁亥れとし即位戊子よ改元東宮おさ
つこの天皇の御子おまひさ天下をおさめたおふ
と十一年太子おゆつがく尊号れひのごとて院中おふ
世をしらせたおひさるほとなく時うつらぬおしか中
たごもあかりありあか又世をじりたおひ院東の輩も

諱熙仁
正應二年征夷
大將軍惟康親
王爲北條貞
時所逐還
京師以皇弟
久明親王爲
征夷大將軍

時姑息之計
並議出於一
時姑息之計
並議出於一
堂保爲長久

○神皇正統記卷之六
二百六十五

之道乎况天位限以三十年開闢以來所未聞也陪臣執國命君若黃紈然可悲也矣

文保元年九月三日崩於持明院火葬

諱胤仁

正安三年讓位皇太子

龜山の正流と云けたまへるおとひじりばべりしおと近ころをなりと世をうたゐるおとまゝおもひ々色むや両皇の御るが色とかはるすへ申さんと相はくらひけりとなんのちお出家せさせたまふ五十歳おまし

臣勢玄仙曰帝讓位蓋貞時所請也凡民娶一妻一買一僕猶欲久在共家雖爲一邑一縣之主亦非至惡則無有朝命夕罷之義天皇在位僅三年無一失德逼使讓位是何道理貞時專恣不可勝計矣

ものはらま都おすませまが出家せさせたまひて四十九歳ふてかくれさせまき

六日崩于持
明院殿_一葬_二京
西_三嵯_四野_五安_六
骨_七深_八草_九法_十華_{十一}
堂_{十二}
諱_{十三}邦_{十四}治_{十五}
嘉元三年征夷
大將軍久明親
王爲_一北_二條_三貞
時_四所_五逐_六還_七
京_八師_九以_十其_{十一}子_{十二}
守_{十三}邦_{十四}爲_{十五}征_{十六}夷_{十七}
大將軍_{十八}
德治三年八月

らたまむて出家せざむまひ死
○九十五代第四十九世後醍醐天皇諱は尊治後宇多第
二の御子の母は淡天門院藤原忠子内大臣師繼のむそ
先實は入道參議忠繼比ひすめなり祖父龜山後宇多
世を去るまはたさすありにまをたひく關東に仰たま
ひしかば天命の理りうひけなくおそれたもひたれ
ばにや俄に立太子のさたゆり去に龜山は君をす
ゑたてまつらひとおぼしめし入幡宮に告文をよさ
めたまひしものど一は子さらたるゆゑなくして
色がたき事ありたりをば後二條の居たまへりしを
とればは字多ればはこころさしも淺からずは元服あ
て村上の例により太宰の帥にて節會なとに出させ
まひさしち中務は卿を兼せさむとまふ後二條世を
やぐましくて父の上皇なげかせたまひし中お
るづこの君ふ委附し申させたまひけるやがて
君のさだめありしは後二條の一のひ子邦良は親王居
よまよべきかときてはにおぼし先すもゑありとて
この親王を太子にたてたまふか乃一のひ子おさあく
おしませばひ子の儀にて傳へさせ給へし若邦良の親
王早世の事あらばこのはする繼躰たるべしとぞ
るしおかせたまはけるかの親王鶴膝の病あり
おやうくおをまめしけるゆゑなるべし後宇多の帝
ひもまき稽古の君おままはくしおその跡をば
くつき申させたまへりあまさへもろく道の
みじらせたまふことありがたきほどの事ありん
かじ佛法にもはこゝろさしよぐてひねと眞言を

廿五崩_一於_二於_三
二條高倉皇
居_一葬_二北_三白_四川_五
殿_六
諱_七富_八仁_九
帝_一深_二好_三禪_四法_五
遜_六位_七之_八後_九拾_十
花園離宮_一創_二
妙_三心_四寺_五真_六和_七
四年十一月十
一日崩_一於_二秋_三
原_四仙_五洞_六葬_七洛_八
東_九十_十樂_{十一}院_{十二}山_{十三}
上_{十四}

諒尊治

帝留意政事
夙夜靡致
圖治常與儒
臣討論經史

帝怒關東事
權密圖討之
引藤原資朝

藤原俊基參謀竊裝爲修驗者游歷海西關東觀察風俗要害

元弘元年帝密圖討北條高時而事稍泄高時乃用長崎高資之計將廢帝而遷之於海嶋遺二階堂貞藤率兵至京師帝聞之倉皇出宮潛幸笠置寺於是近畿之兵稍集而四方勤王之師未至帝憂之適夢紫雲殿前庭有一大樹南枝最茂下設御坐忽有牛角迎帝坐之帝覺而異之以爲木傍南楠也意將有楠氏者而輔我歟即召寺僧問之對曰河內國金剛山西有楠正成者楠諸兄之裔也以勇武聞世帝聞所夢殆是乃遣藤原藤房召至行在帝見之

太悅委以重復問滅賊之計正成曰逆賊暴虐自招覆亡天譴所加莫不刻爾但創亂之功要在謀奪若以力爭則武相之兵天下無敵焉以謀屈之則易獲也已然兵有勝敗或遇小劫必勿煩聖慮臣如獲存何患不濟辭歸城赤坂

山縣禎曰後醍醐帝憤北條氏之暴亂誅之以昭後鳥羽上皇之覆轍亦可憫矣然後鳥羽竟崩於海嶋帝則一獲恢復者當義時之時北條之惡未甚顯素時亦能得人心而後鳥羽不以勝且之憤卒然起兵以自取禍敗也至高時則罪惡盈加以長崎高資之驕橫衆怨民叛天下思亂而帝乘其時以圖誅之

能一旦蒙塵亦首徵楠正成於行在託以討賊正成奉詔而唱義數出奇以挫敵威武震天下是以帝雖一遷海嶋天下
らはせたまふは悉先は法皇にうけましくけるのちに前大僧正禪助に許可まをうけたまひたる天子瀧頂の例は唐朝にも見え侍り本朝にも清和の御時禁中おて慈覺大師瀧頂とあこる主上とはじめたぐまの忠仁公あともうたられたりこれの結縁瀧頂のとぞ申める此たびのまことと授職とおほしめしややされお猶許可あさたままきとるをなすまた諸流をせう々させたまふまた諸宗をせすてたまはす本
朝異朝禪門の僧徒まご内にもめしてとふらはせたまひさすて和漢の道にかねあまかあるは事は中ころよりの代々ありこなさせましくけるよや戊午のとし即位已未は夏四月も改元元應と号すのじ先のたの後宇多院のほまゆりごとなり者を中二とせはありありてぞ申すを申させたまひしるよよりふるたがごどくに記録所おふれてつとにおさ夜にはおれどのもして民はうれへをきかせたまふ天下ごをりてこれ

勤王之師所在
 興得再還京
 師者雖時運
 使然亦由帝
 能徵正成一
 以係天下之
 人心而天下
 忠義之士聞
 其風以興起
 也其得賢之
 効不亦大乎
 六波羅鎮將北
 條時益伊藤
 孫太軍一親

をあらたにたてまつる分家のあはるき政はひるべき
 世にひそぞろたがきもひやまきもあはれぬてうみはひる
 さかひりしはとみ宇多院かゝれさせたまひて心
 か東宮の御節におおまふらふ人々をばとよきこえしが
 關東の御節をひらきまねて天位をあらふべきの御中
 らひふなりふさあつたも東宮に御事をひらいたで申
 おまらひりて御節をひらいたはははとあま元亨甲
 子の九月のあまのた漸事あらひねおしがおもすけた
 まりおはなふ中ふいふかひなを事出さししかた大
 かのこさあぐてやみぬそのまぢをばなく東宮かぐれ
 たまふ神慮もかなの祖皇のほいおしめおもたが
 いせたまひりてとどおはを法今ころ又の天皇のた
 ひなを御節は正統あらたたまはたまひはあまのた

笠置城固而
 不能拔高時
 開之將大
 兵赴笠置
 遂陷帝徒步
 突圍而出唯
 藤原季房從焉
 扶行三日夜
 幸赤坂爲
 追兵所執
 六波羅兵奉
 帝幸平等院
 親王以下文武
 百僚悉見執
 大佛貞直等請
 傳神器于親
 王帝不聽既

の後伏見第一の御子量仁の親王居させたまはかくて
 元弘辛未の年八月にはるよ都御出させたまひ奈良
 地方に臨幸あらしけりのをてるよ方しかりて笠置と
 いふ山寺に逢お行宮をしめ御て、後さしおけりも
 れとめしおつめらるたひに、合戦あらしが同九月
 東國のいくさあやぐあつたよりにほりむことうたくな
 りあければ他所よりつらしめたまひしおねもひの
 かのことひできて六波羅とて承久よをこあまめた
 る所よみゆきな御供あべりま上達都上はたはこ
 ども、あるひはとられあるひにしのびかくれたるも
 ありかくて東宮位おけかせたまふ次の年の春隱岐の
 國よりつらしめまします御子たちもあるたかなふ
 うのされまひしお兵部卿良の親王を山々より

而貞直等遷
帝於大波羅
復請傳神
器乃授以新
元弘二年北條
高時遷帝於
隱岐特從源
忠顯從駕
遷皇親王
于土佐登澄
法親王干讀
恒具親王干
馬
楠正成復赤

り國ををまほしと義兵を起して皇をくわだごた
ひける河内の國よ楠の正成をよぶものなり其の
るさあかかゆけを河内と天和のさかみ金剛
山といふところの城をのまんで近國をくだした
ゆがば東をが諸國の軍をかつて遠くはる世の
く守りければたやすきとす頼朝ははる世の
を立おお次の親し癸酉の立のつて御船が着りて
波をいで御者まつかせたまはる國は源長年といふ
者あり御方おまなりて船の上といふ頼朝寺におりて
たててははる世のつておるかたの軍兵は
ばるははる世のつておるかたの軍兵は
ふはるははる世のつておるかたの軍兵は
ちのつておる世のつておるかたの軍兵は

堀河 源氏
北條仲時 源氏
遺平 都宮公
綱攻 天王
寺 正成 料敵
出 香敷 多
冬 護 親 王
城 吉野 初 尊 雲
遊 難 厩 十 津
河 半 載 普 賢
還 俗 更 名 護
原 至 是 據
吉野 下 令 赤
松 則 村 一 使
倡 義 則 村 世
兵 播 磨 城 吉

の軍をよぶものなり其の
るさあかかゆけを河内と天和のさかみ金剛
山といふところの城をのまんで近國をくだした
ゆがば東をが諸國の軍をかつて遠くはる世の
く守りければたやすきとす頼朝ははる世の
を立おお次の親し癸酉の立のつて御船が着りて
波をいで御者まつかせたまはる國は源長年といふ
者あり御方おまなりて船の上といふ頼朝寺におりて
たててははる世のつておるかたの軍兵は
ばるははる世のつておるかたの軍兵は
ふはるははる世のつておるかたの軍兵は
ちのつておる世のつておるかたの軍兵は

繩、以絶山陽、
 山陰、兩道、由、
 是京師失、
 西之援、
 聲勢日益振、
 二階堂貞藤、
 陷吉野城、
 馬欄頭村上義、
 光死之、
 親王走高野、
 山、
 山縣直日言野、
 城雖陷、
 是時、義兵並、
 されど冥見をもちへり見まひるがかりして御方お
 ざる官軍力と之しまよ五月八日のころおや都よ
 ある東軍みちやぶれくあはさるるさしておちゆ
 じまよ兩院新帝おなじくもきわり近江の國馬場と
 いふをころおて御方おひるさしあるともからうち
 いておなごへ武士いたふのふまでもなくおほくは自
 滅せぬ兩皇新帝の都おかへしたてまつり官軍これ
 守り申したかくて都より西さざはどなくしつたりぬ
 とさおえければ還幸をさせたまふまことおめつら
 かりしことおちん東おも上野の國よ源義貞といふ者
 あり高氏の一族あり世にみだれよおもひおふまいく
 ばくむらぬ勢にく鎌倉の兵つ選したかふおも風の勢
 命さばよりお國の兵つ選したかふおも風の勢

起四方家傑譽
 心遂使、
 帝得、
 師、
 非、
 忠死、
 忠義之心、
 帝車駕西狩兒、
 鳩高德聚、
 議欲、
 干路、
 成其夜潛、
 行在所、
 樹、
 云、
 びよすはか如くまよ五月の二十二日よなる高時をは
 先とじておほくの一族を自滅してはは鎌倉をた
 たいらたぬ符契を合することおなかりしよ筑紫の國
 々陸奥出羽れおくまもおなほ月おぞしつたりおけ
 る六七千里の間一時おおこりおひおま時のおたり運
 の極まりぬるはるることおこそ不思議もはべ
 りしおれかな君おかくともしらすたまは攝津國西
 の宮といおところよてぞさるせましくなる六月四
 日東寺おいおせたまふ都おある人々まかりあつたり
 しのば威儀ととのへ本の宮お還幸したまふいつし
 か賞罰のさだめおとしお兩院新帝といなだめ申た
 ひて都おすませましくけるされど新帝と偽主の儀
 みて正位にはおちひて改元して正慶といひまを

官赤松則村
 陣東寺三而
 薄攻六波羅兵
 大敗北條時益
 死守良親王
 要擊北條仲
 時干近江番
 馬仲時敗死
 上野八新田義
 貞起兵攻破
 鎌倉北條高
 時伏誅鎌倉悉平征夷大將軍邦親王薨自鎌倉開府源氏三世藤氏二世親王四世而北條氏以
 陪臣執權於其國二百七十余年九世而亡義貞源義家孫也攝正成攝千叙破也從東軍一攻之竊
 懷歸順之志欲得護良親王令旨以舉義而得之明日稱病還鄉里日會家族子弟謀誅高
 時遂成
 帝發船上山六月楠正成據千破城城東兵圍之累月不能拔及六波羅敗諸將解圍而去
 至是正成率兵七十遊國千兵庫帝親勞之日國家再造實卿之功也正成拜謝曰不願陛下
 下雖在外久然躬奉神靈臣以爲實
 用巡狩還宮之儀帝從之去正慶号悉新生所署官符
 大塔宮護良親王尚在在外約東土衆繕修器械帝遣詔還僧服親王答詔曰方今大教殄滅雖
 由陛下神武之所致臣亦與有勞焉臣雖天下已下兵備未可遞弛足利尊氏憑藉天
 威儻効微勞陰懷跋扈之志若求及其勢微而剽鋤則是又生一時也臣之志肯歸佛台
 者爲之而已
 若暫借臣以
 問外之將則
 謀以歸子以
 惟神能於未
 萌也帝報曰尊
 氏未有不罪
 責一旦加戮
 將士解體玉
 勿妄舉失衆
 心也若其熱

下向すおきも四品上野の太守成良親王をともしなひ奉
 るよの親王のちおまばら征夷大將軍を兼せさせた
 まふ直義の高氏弟ありをもくかの高氏方よま
 ゐれりおその身たまこをよまかるべしお願朝卿天下をし
 わりて抽賞をうれしかばひごへお願朝卿天下をし
 めじまののみるさまおのみなまよなるよやいりし
 か越階して四位よ叙じ左兵衛督よ任す拜賀のさきよ
 かがて從三位しでなも參議從二位おたのほはひ
 三々國の吏務守護おもひおたの郡莊をたおはる弟
 直義左馬頭お任おのち四位よ叙せむかし願朝たお
 なき勲功おのち高官高位よたはるここの願朝あ
 りはあしでまた子孫おはやくたえぬるの高官のいた
 すごころかごぞ申おひさる高氏等の願朝實朝お時
 お親族なごて優恕するひごもあ唯家人の列おあり
 さ實朝の入極宮よ拜賀せし日も地下願朝二十人の中

節旄鎮廟社、
宜從其所請、
乃拜征夷大
將軍封以北
條泰家食邑、
尊氏深忌親
王結帝寵姬
以謀反帝
怒幽親王於
馬場殿親王
上書訴死不
達尋流於鎌
倉幽之土
屈後足利直
義使人殺
之於屈中

は相加のれきたとひ頼朝の後胤ありとも今さら登用
すべまともおはぬいんやひさまき家人なま
たる大功もなくてかくやは拙賞せらるべきと
み申ともがらもあけふとを關東乃高時天命す
み種りて君の御運をひらさしこといさら人知
ひあたし武士たふともがふいへば數代の朝敵あり御
方おまゐりてそれ家をうまひぬこそあまひあり
思なきさら忠をいたし勢をつとてを運の望み
もくはだてはべるへきしあると天の功をぬそみ
のが功とおもたり介子推がいままめもならひ知
のなきにこそかくて高氏の一族あらぬとも
また昇進し昇殿をゆるさるもあうきされば
の申されまひ公家れ御世にのへりぬるかとおもひし

安積信日、自
古忠臣孝子
不得其死
者多矣而求
存者隨其親
王之慘然可
哀也建武中興
之業楠氏新田
氏諸將竭力
於戰鬪而獲
指示則在干
親王謂之中
興第一亦可
矣縱令有大
過猶當據
周禮八議之
法議親議

にありなうなほ武士は世にありぬるとぞあ
そ政道といぬをば所々にあるまのべれと正
を本として決断せらるべきなりこれ天照
のあきらなる御をしへなり決断といふに
またの道あり一にはその人をいかに官に
人ある時の君は垂拱してましますされば本
朝にもこそと治世の本とそ二つには國都を
にせまむかひとろかならずの理のまにす
にい功あるをいかならず賞し罪あるをい
すこれ善とす、め悪をこらぬ道なりこれに
をふを亂政とはいへり上古には勳功あり
をす、むこといあかりさつねの官位上るに
ふしなをおたて一等より十二等まであり無位の人

功有二三死一而
 優遇之上元委
 臣尊氏將圖
 不執忌其威
 各一略龍姬誠
 之皆誣罔之
 言帝不悟遜函
 囚之何耶人
 之大倫莫重
 於父子以二方
 乘之英主一放
 大功之孝子
 當時朝廷百僚
 荷列疏直諫以
 明其誣罔之
 冤則帝或當
 震怒而袖

せし功功たぐくて一等におがれば正三位の下位三位
 の上にほらなむべしと見ゆたふまゝ本位ある人の
 こゝを兼たるもあつべし官位といへるは上三宮御弟
 諸司の一分にいたるべし外官といふ天災おかしと
 り地盤に湧りておのづからかきさぶるおかしはる
 なぐては任用せらるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 人にかかるとおかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 ひで君はみたりおかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 うぐるおかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 玉葉はひまおかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 此將門を遺詔の賞にて藤原秀郷正四位下に叙し武藏
 下野國の守に任じおかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 乃將軍に任じ安徳の眞徳興州を治むたがを源の精誠

手傍觀如三秦
 人視越人之
 肥瘠何耶若
 不得止而幽
 之亦宜付
 之忠貞仁孝之
 臣使下其保
 令終之美此
 之不慮而顧
 委之鬼蜮虎
 眞之直義遂
 爲所魚肉何
 耶

乃朝臣中平年おかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 任四五年無は朝左馬頭おかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 元は賞にハ朝左馬頭おかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 乃はが受領檢非違使おかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 たりがははじきおかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 た皇威こののほおかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 み太政大臣おかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 むにたらぬことおかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 亡せしかははじきおかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 身のちからみで平氏の亂をたいさき二十余年の御い
 さどほりをやすめたておかしはるべしおのづからかきさぶるおかしはる
 宇麻志麻弐命の中州をじつめ皇極の御宇に大織冠は

房屢諫而弗聽謂爲臣之道於我盡矣一夕侍帝諷以比干夷齊之事至曉而退徑入北山爲僧不知所終

以上野太守成良親王爲征夷大將軍

青山延干曰夫天下者大器安

蓋我の一門をほろぼして皇家をまたくせよと云はれしにいたくひなきはと乃勤功おやそれすら京上りの大納言大將又任をらねしとばかりいなを申すにあしてあされにけり公私乃わさといひにやはべりけりの子にのまがあとなれば大臣大將になりてやあはろびぬさらには跡といふもはるま天意にはたけひはけやとみぬたり君もかゝるためしをはしめしむるひしに上りて大功なれものたもみあひるる心さむととおもひあへり難朝は我身のくさばとて兄弟一をばかたたくまへるにや義朝正位乃檢非違衛にやみぬ範頼が参河守なりきは頼朝拜賀に日下地の難に召加へたりかかひるる見はれはにやこの難もつゝにうまひにきさからぬ親族の難

則難傾、傾則難正、難在措、置之術何如、耳方帝之價、位相親房、房使正成長、年之徒護備、京師護貞奉、護貞出、護貞如、此則不、惟悔内得安、王家之盛殆將、復往古、惜乎帝雄武有餘、而英容不足、此其所、以大業不終止、偏安賊

あはされしはかてりのさよふせきて世をせむいふ事にく家を先しづめむとあやまりけん先祖基武人か皇孫ありしかぞ承平の亂に征東將軍忠文の勳を賞し將也しとくかまが節度をうくるさより武勇の家と云ふその子滿仲より頼信頼義と家相續て朝家のかよめとしてひさしくたむつかはる上にも朝威おし下りもその分お過せし家を全くしはべりたるにむかひもその分お過せし家を全くしはべりたるにむかひでんとてやるびふき先祖の本意にうひさがるよぶかうたがひなしさればよく先蹤をわきまへ得失汲か心をあて身を並家をまたくするをかしまき道志願地ろなるたぐひは情盛頼朝が昇進をみせみあはるべきこと、おもひ爲義朝が逆心を好まてはるひたを

頼朝曰、國朝
 用郡縣之制、
 雖宗室親王、
 不任藩維、
 如三大守、則
 爲國司、又遙
 領之而已、其
 奉邑無散、在
 數所、少、植、
 全國者、植、
 全國者、乃、藤
 原氏如美濃、
 公越前公、全收其租賦、而族黨之邑、殆降天下、及平源代起、蓋襲藤原之故、而加以兵
 馬之推、所以朝廷不能控御、也、後醍醐蓋視其弊、矣、故中興之初、分諸皇子、出鎮邊要、
 其後征東征西、皆以皇子爲將軍、建藩置鎮、屬經略天下、其勢猶漢魏、漢末、四建、建、非、此、
 能濟時艱、其所處置、可謂合事宜矣、其諸皇子、皆有父皇不少、英材、毅勇、之人、朝廷、
 肩陷險致死、非復前朝、統緒之習、雖然、就其中、論之不無優劣、謹良親王、其最可任者、使之
 鎮鎮、帝可以高枕無憂、東顧、矣、而遺議、血死、成良、義良、口猶、我、身、名、爲、藩、師、非、有、實、効、死

成良既爲足
 利氏所挾、
 得未死耳、
 以遺君良忠
 房二人、年齒
 差長、可、以、有、
 爲矣、雖、然、非、
 謹良、比、也、帝
 亦知之、故、以、
 新田義貞、兄
 弟、爲、副、而、命、
 義良、與、其、副、
 源顯家、以、與、
 兵、會、焉、使、
 賊、復、背、受、敵、
 其、計、可、謂、周
 密、矣、而、有、大
 先、德、行、と、つ、く、す、徳、行、が、な、ま、な、れ、ば、お、用、あ、ま、を、お、ち、ひ、
 や、あ、ら、ま、い、か、で、お、つ、ま、の、あ、ら、ま、い、か、の、ほ、ら、あ、ま、の、あ、ら、ま、い、か、
 だ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 夫、に、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 も、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 門、と、う、し、な、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 正、理、の、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 如、れ、と、人、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 さ、る、の、時、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 と、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 れ、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 き、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、の、あ、ら、ま、い、か、
 先、徳、行、と、つ、く、す、徳、行、が、な、ま、な、れ、ば、お、用、あ、ま、を、お、ち、ひ、

以歸

義貞、顯家、正成、等、追、擊、身、氏、
攝津、大敗、之、
身、氏、直、走、
執、事、正、成、請、
急、追、擊、之、獲、
貞、不、從、

身、氏、收、九州、
兵、將、身、氏、七、
千、餘、艘、直、渡、
將、身、氏、二、千、
乃、水、陸、並、進、
東、上、義、貞、時、在、

武家代々の階臣をわけて高官をさづけられたことは
朝議のみだりなるものならず身のたけもよくついで
ひべきまともなるおはへりては相の位をわたりては
はともなるも大臣を大に封じ相の位をわたりては
かばとたえては相の位をわたりては相の位をわたりては
功臣に封じ相の位をわたりては相の位をわたりては
こので大臣に封じ相の位をわたりては相の位をわたりては
野再すら封せらるるもこので大臣に封じ相の位をわたりては
の文吏をもとりはらひて大臣に封じ相の位をわたりては
て二十八艘の家ひさしりては相の位をわたりては
しからず相には各士をとりはらひて相の位をわたりては
のひさしかば二十八艘の中にも野再すら封せらるるもこの
らひぬおつかりは相の位をわたりては相の位をわたりては

播州、退、兵、
身、氏、收、九州、
兵、將、身、氏、七、
千、餘、艘、直、渡、
將、身、氏、二、千、
乃、水、陸、並、進、
東、上、義、貞、時、在、

の才をぞなほさむとほりかざらばくばらばは
ろ次も現世といふをばはひかきば現世にひかひ
て光上中下の階の封せしめては相の位をわたりては
封せらるるもこので大臣に封じ相の位をわたりては
のひさしかば二十八艘の中にも野再すら封せらるるもこの
らひぬおつかりは相の位をわたりては相の位をわたりては
の才をぞなほさむとほりかざらばくばらばは
ろ次も現世といふをばはひかきば現世にひかひ
て光上中下の階の封せしめては相の位をわたりては
封せらるるもこので大臣に封じ相の位をわたりては
のひさしかば二十八艘の中にも野再すら封せらるるもこの
らひぬおつかりは相の位をわたりては相の位をわたりては

尊之可一事
 而願也義貞
 之計豈不及
 此哉但不願
 而退涉千城
 諫故不願
 歸耳願陛下
 終歸本心
 清由日王降
 願必以寡勝
 兼是皆天助
 非願也且
 節度使未與
 願接錄而退
 願年再與
 山門一與
 願宜速使

の正税はうくるばかりに國はみな國司に吏職あり
 べし但老大病のものや今の莊園などして解ふるごと
 て國々にいるべきを失してたへたる中古と存念を
 國は得く立らば不輸のとおぼるいふよしより國司は
 なれど上古にのちの法は加ふかりかむはにや指古
 天皇の御時我の大臣が轉戸を以てきくにむ
 とおぼるをうみにゆふさむす若は天皇は赤神社御
 にむせらむし地をもち未の宇と一代に受給るべき
 小僧三衛院は御世こそむのういへをさかたむひ
 願所むおむく國々の職公は文書むか考むは
 傳殿むかむかむかむかむかむかむかむかむかむか
 くとむかむかむかむかむかむかむかむかむかむか
 のちまむかむかむかむかむかむかむかむかむかむか

正成兵敗身
 彼二數創二乃
 入二民家二將
 自喪二皇氏道
 願曰陛下以

人にもおらむ願代をまじで國をたすかむかむかむか
 が願國とならむかむかむかむかむかむかむかむか
 願の神武皇國總保に願をたかむかむかむかむかむか
 ざらむかむかむかむかむかむかむかむかむかむか
 なばむかむかむかむかむかむかむかむかむかむか
 の世にむかむかむかむかむかむかむかむかむかむか
 らたむかむかむかむかむかむかむかむかむかむか
 なむかむかむかむかむかむかむかむかむかむか
 られて願家も係とくうの名ばかりにむかむかむかむか
 りこれみな功にむかむかむかむかむかむかむかむか
 つるによりて皇威もいふかむかむかむかむかむかむか
 む、ればその功なしとむかむかむかむかむかむかむか
 不ひにおる聲を名づけむかむかむかむかむかむかむか

其敵衆忠義
 謀謀比今當
 退兵河不
 宜自兵也正
 成策日大夫夫
 功成則名垂
 竹帛不成則
 血膏草野今
 軍賊兵獲死
 報天恩之時
 也欲使一家
 人遠御道路
 無恙是亦之惠
 也於是與東
 正季相刺而
 死從死者五十
 人帝悔不

なりてたてへ給せりおるひは近境なりて望む
 もあけ賜所を以ておるはるにたはれは國郡に
 つぎたりし地もむの諸家相傳の領地をさし
 りておるはるにたはれは國郡に
 としておるはるにたはれは國郡に
 りておるはるにたはれは國郡に
 忠をいたし命をすけり人は人臣の道なり
 色身の高名をおもふはにあらざること
 の人をいへおるはるにたはれは國郡に
 の御政なり下としておるはるにたはれは國郡に
 にはやあておるはるにたはれは國郡に
 こも身もかりあやふはるにたはれは國郡に
 ことおるはるにたはれは國郡に

用其策追悼
 不日贈三位
 左近衛中將

史論曰正成之
 用兵決機制
 勝襲騎孫吳
 而忠勇壯烈
 殆唐張巡相似
 也巡出雍兵
 守睢陽正成
 去赤坂據千
 劍破皆吳孤
 擲鯁賊喉牙
 韓愈所謂以千
 百就盡之卒

おも人のさのみ驚駭なるをいひおしめられ
 なりて色はばりならおるをいひおしめられ
 りて家をおるはるにたはれは國郡に
 理たり鳥羽院の御代にや諸國の武士の源平の家
 属することといひしといふ制符さびくありき
 源平ひさまく武をとりかへおるはるにたはれは國郡に
 きり宜旨とたまはりて諸國のつはものを先じし
 るに近代となりてやかたをいひおるはるにたはれは國郡に
 なりてによりてこの制符はくたされはたして今ま
 の亂世の基なれをいひおるはるにたはれは國郡に
 のふるのおとさきに一度軍にかかひあはるひの家
 の子郎徒節に死ぬるたぐひもおればわが功におきて
 の日本國をたすへもおるはるにたはれは國郡に

戰百万日故之
 師者也以奇
 擊之乘出奇無
 究至如詩人
 誘敵其緒餘
 耳巡城陷而死
 正威奉迎駕
 與首蒙推
 獎斯則為異
 而廟謨不滅
 元兇接踵主驕
 臣諛不用老
 成持重之計
 自壞万里長
 城以成強敵
 之勢中興之業
 自此去可勝

から申るまよとにまをかせおとほ
 かなむやがてまむりみたるはし
 朝威のかるくまさもおまはるる
 は君子の振機なりといへりあ
 がしるにし人におとること
 りさきにしるしはべりしごと
 よりれたるならひあれば亂臣
 はさめおろ言葉をゆくま
 世の中のおとろふと申日月
 もあらし草木れはれあたら
 のおしくなりぬくを末世とい
 由といふ人の帝堯の國とつた
 で誤川お取をおらひさ累父が
 此の水わたにきたながりく渡
 にかはるにはあらしとくねも
 りあらしおほくす人の一
 あさましけれ大かたおのれ一
 人のうらみをのこすさこはな
 ん君は万性れ主にまじおせは
 ちて限りあき人にわかよせ
 かたたくまけおべしもし一國
 人よてふさがりあん一郡す
 十四郡をうあれ五百九十四
 乃ひとほよるこはしはんや
 とながぶのふまは帝王のいづ
 公之死世歸

正成將自殺
 開正季欲託
 生滅敵之語
 各笑大地其
 視巡之臨死
 誓為厲鬼
 以殺賊又何
 相似也此其思
 義之心窮天
 地百萬古
 而不可泯身
 雖死而其不
 死者固自若也
 尾藤孝榮曰楠
 公之死世歸

此の水わたにきたながりく渡
 にかはるにはあらしとくねも
 りあらしおほくす人の一
 あさましけれ大かたおのれ一
 人のうらみをのこすさこはな
 ん君は万性れ主にまじおせは
 ちて限りあき人にわかよせ
 かたたくまけおべしもし一國
 人よてふさがりあん一郡す
 十四郡をうあれ五百九十四
 乃ひとほよるこはしはんや
 とながぶのふまは帝王のいづ
 公之死世歸

各藤清忠、清忠之罪固不可道、然彼亦裁々論言耳、固無謂見亦非有、
諷謀且公之、死生係國家興、廢、興廢天也、區々倭人焉能、使公死生哉、

六月尊氏入據、東寺、迎法皇、繼主于界山、尋遣兵攻西坂、清貞、

之忠、國雅、忠等、死之既攻、東坂、助長年等、拒破之、諸將亦大破、賊軍、高師重成而斬之、
直義退軍于京師、義貞攻之、不利、長年死之、
八月、尊氏奉後伏見帝、皇子、登仁親王、稱帝、于京師、仍用建武、是十月、

ふのか、たこ、ろのまをてこと、はにせいでおきておはする、いんたなきを謀叛のハ、まといんべきなり、
かまの將門、比、鞍山、のぼりて、大内を遠見、去て謀叛、
よおもひくは、だてけるも、か、ふくひまや、いんべ、
今は人々のお、ろか、そのみ、ありに、よまば、この世はよ、
くた、ご、へぬるに、や、漢の高祖の天下をとり、去は、肅何、
張郎、韓信が、力なり、こ、終と、三傑といふ、万人は、す、
る、汝、傑といふ、と、中にも、張、良は、高祖の師として、
り、こと、と、帷帳の中に、め、く、らして、勝、事を千里の外、
す、ふ、の、あ、の、人、あり、と、宣、ひ、し、の、と、張、良は、お、
む、去て、留、む、い、ひ、で、も、こ、し、き、ある、所、を、の、ぞ、み、
れ、は、げ、と、あ、い、ゆる、功、臣、お、は、く、ろ、び、去、か、と、張、良は、身、
を、ま、た、く、と、た、り、ぎ、り、か、さ、代、の、お、も、む、か、し、新、朝、の時、

も、文治のころ、お、や、興、は、蘇、衛を、追、討、志、に、身、づ、か、ら、
か、あ、こと、と、あり、去、に、平、は、重、忠が、先、陣、お、て、の、功、を、
た、と、り、ま、ば、五、十、四、郡、の中、い、づ、く、を、も、望、む、べ、か、り、
に、長、岡、の、郡、と、て、さ、は、め、たる、少、き、と、あ、ろ、を、の、ろ、み、
と、ま、ける、を、ろ、こ、き、は、人、に、ひ、ろ、く、賞、と、も、お、あ、な、い、
ん、が、た、め、に、や、か、し、こ、か、り、け、る、の、こ、に、こ、ろ、ま、た、直、
とい、ひ、け、る、もの、に、一、所、を、あ、た、へ、た、ま、ふ、下、文、に、日、本、
一、は、甲、の、者、あり、と、書、て、た、ま、は、り、たり、一、と、せ、か、の、下、
を、もち、て、奏、聞、する、人、の、あり、ける、に、褒、美、の、詞、の、あ、は、
だ、し、さ、に、あ、た、へ、さ、る、と、こ、ろ、れ、そ、く、あ、さ、ま、お、と、に、名、を、
も、く、して、利、を、か、ろ、く、し、ける、い、ま、じ、き、こと、口、口、に、
先、お、へ、り、り、る、い、ろ、に、こ、ろ、へ、て、は、め、か、ん、と、ん、と、お、か、
し、く、こ、き、ま、で、終、て、ろ、こ、そ、な、か、ら、め、こ、と、に、お、色、て、君、

尊氏上青陽陣
 請軍還京
 師希聽之
 御軍出陣
 氏置兵監衛
 春公卿以下
 官職十一月
 尊氏請傳神
 器平新主帝
 以偽器授
 之十二月帝潛
 出華山院
 三神器幸
 吉野稱正行
 御田正朝等率
 兵迎衛以吉
 野爲行在院

尊氏の身をさへする輩のみおほくなる
 世の東國に風義もかはりはてぬ公家比ふ
 たもあつたときこゝろはかどせばかたき
 高時の類謀叛をこして鎌倉にいりぬ直
 親王を引つれ申て参河に國まのがれに兵
 其の親王ことありく鎌倉におはまきける
 申におよばす失ひ申てりみだれの申さ
 りたもにやあまけん都もかねて陰謀比た
 て嫌疑せられけは中に權太尉言公宗比卿
 しもこのまされに誅せらる承久より關東
 の方人あて

元曰延元
 於是南北有
 二帝稱曰南
 朝北朝
 山縣禎曰或謂
 吾邦南北各立
 朝廷皆神武
 天皇之系統固
 無所輕重
 不可下以正
 閏真偽論上矣
 余以爲不然
 夫尊氏者逆賊
 也光明帝者尊
 氏之所立也
 尊氏忌避賊

七代に及びぬるにや高時を七代に
 しかふしむるのとはおほれ弘仁に死罪を
 らきてれち信頼が時にこゝろめづらかな
 べりけれ成里の寄もいさしむなり大納言
 りぬるにおおし死罪ありともあらばならぬ
 るにうけたまはりおこなふ輩のあやまりと
 し高氏は申上げで東國にむかひけるが征
 びに諸國の惣追捕使を望みてかれを征東
 きてごをくくゆるされはせなく東國はし
 りにかれと高氏の不む所達せずしと謀叛
 しごごがしが建武三年乙亥十二月十日
 眞を追討すべきよし奏狀を奉るすなわち
 尊氏を京中騒動す追討のさゆ中務卿鎌倉親王

貞閑、乃急引、
 馳五十一間道、
 赴、
 兵三百、
 底、
 敵、
 義貞兵不、
 排、
 手、
 杆、
 欲、
 軍、
 宗、
 手、
 爲、
 機、
 之、

て西國へおんおちにかき諸將かといひ官軍はかつく
 かへりまゐりしと東國れことおぼつゝなまど親王
 もまたかへらせたまふべし藤原家も任所にかへるべ
 きよしおはせらる義貞の御子に叙せ陸奥乃太守に任
 親王元服したまひ直に三品に叙せ陸奥乃太守に任
 ましませこのくによりの太守は定めたることおま
 せたまふありとてを任したまふ勲賞にありて同母の
 御兄四品成良の御子を越たまふ藤原家はあまも實
 は申上げさうりるとぞ義貞朝臣は筑紫へ下りしが
 唐の國に朝敵の黨類ありとて先おれを對治せしと
 て日とたくりおはとに五月にもなりぬ高氏等西國よ
 りて都に歸來せしはとよ同二十七日にまた山門より臨幸
 して

不、
 重、
 有、
 其、
 而、
 從、
 而、
 漢、
 無、
 途、
 散、
 不、
 史、
 貞、
 胃、
 氏、

したまふ八月にいたるまで度々合戦ありしと官軍
 す、まおよりて都に元弘の僞主の御弟お三の御子
 賢仁と申けるを位につりたてまつる十月のころにや
 主上都に出させたまふいとあさまおかりしとなれ
 とまたゆくすえは左衛門督兼世は卿以下は人々左中將
 北國に行啓あり左衛門督兼世は卿以下は人々左中將
 義貞朝臣をはじめてさるべき兵もあまもつかまつ
 りたり主上は御身は儀おてましくさ御ころを
 す先たてまつらんだ先にや成良の親王を東宮にす
 してまつる同十二月にしのひて都を出ましくして河
 内は國に正成といひしが一族をゆしして吉野にい
 らせたたまひぬ行宮をつくりておたらせたまふもの
 おとく在位は儀にさすましくさる内侍所もうつら

勳王之師而
卒歸於權殘
流亡豈非天
哉至其義氣貞
烈則雖屈於
當時而德伸
於後世觀其
與足利氏爭
權兩家曲直殊
々在人耳目
雖愚夫愚婦亦
能知新田氏之爲忠臣奉爲此而不爲彼亦足使人辨邪正決取舍而知善惡矣其所
關係豈鮮小哉

以左少將顯信爲守府將軍兼陸奥介奉義其親王出鎮陸奥節度東北諸國南大納言親房
輔之九月船發伊勢海上遇暴風與親王及顯信相失親房船漂至常陸内海乃依小田船
久于小田城招輯東北諸國與國四年高師冬率大兵來攻小田城築寨山上相逼親房出
兵擊之而敗之謂援干陸奥結城親朝親朝密通于尊氏以故不肯出援相持數月治久亦

天命なればかたじけなし七月の末つゝた伊勢より越え
せまひて神宮あふどのよまを隠して御船のようひ
し九月のひじ先ともつなをとかれしか十日ころのこ
とみや上総の地ちのくよりをらればしきかどろく
しく海上あふくなくなりまかばまた伊豆の崎といふ方あ
たいよはればべりしよとい波風をびたいしくあり
てわたたの船もさがたしらすべりけるよ御子の御
船のさばかりなく伊勢の海あつゝのせたま陸奥信朝臣

致降干師冬親房乃走保國城時源顯時保大寶城師冬引兵屯于阿城間親房顯時出軍敗
之師冬乃築長圍爲持久之計親房數請援於親朝親朝不應城中益困明年春又增書曰
實馬馬甲以過日夕少骨易子之患復至又曰力竭糧乏更過旬月城兵悉爲中枯魚
當此時注以江海水亦何益也親朝又辭以兵寡遂叛降于足利氏親房棄城走歸吉野
關城書曰上自神代之古下及人皇之今欲傾國家者不久滅亡欲圖逆節者必絕
種類一世之所知誰敢疑之而今高氏等何者哉罪惡之甚先代未聞盜賊中原已歷七箇年何
異多幸也但承

平將門六年而
白永承貞住十
二年而遣先蹤
朝有之特節
之未利無特
見利禍之風
成大敗者雖
終取敗已
有過人之智
力曾保曾領

は木より御船あふふらひたりあふと風はまきまお東
をさして常陸の國なる内の海あつきたる船はべりた
方々たひよひし中あこの二つの船あなじ風も東
西よ吹わたりあふをの置あひめつらあるたひしあ
す侍るべき儲け君もさだまらせたまひて佛なきひな
は御住居もいゝとあははじは皇太神のといり申ま
さたまひなるなるべしのうちよ吉野をいらせまきく
く御目の前あて天位をゆ々せまひしりたひと

語官祿誠是
遭過之時節誰
敢他之而或
爲逆一旦之
害爲全所帶
之利與同千
高氏逆節刺
項戴師直等
何而目見先祖
於地下遂乃
屈節忘名之

小ま一統の天下を去らせ給ひて御目の前よて日嗣を
さだめさせ給ひぬ功をなく徳もあきぬす人世ふた
りく四とせあまりがやと宸襟をあやまま御世をす
さをたまひぬまば御怨念のすえひなして侍りなんや
今れ御門又天照大神とり已來の正統をうらまま
ぬまば此御光あふそむ奉る者やい有べき中々斯て
請るべき時の運とぞ覺ゆ侍る

輩爲數度之降人弓箭之耻何事如之而更無而耻之色可謂又武之道掃地而尽也就中
承平逆亂之時先祖秀郷朝臣立勳功兼任下野武藏國宰後補鎮守將軍已來代々異他之
一流也於清盛頼朝等事者起自救命管領武門之上雖不能左右謂彼等先祖者有何
用捨多年附屬定非本意歟適復舊儀可與家業之所重背皇家與同逆徒先祖若有靈
者豈不加唾叱之怒乎爰放入道道忠上野介朝臣深存忠貞感悅一統之運付公私被表慰
勲心中更不忘之足下父子爲彼嫡流于今無遠失親光朝臣死節其跡相續而致忠貞併亡魂

○第九十六代第五十世乃天皇(号後村上)諱は義良後醍

熱誠之所及積善之餘慶也此比於衆人者九牛之一毛論此於自門者百鳥之一鷄耳帶此名譽
抱此忠節遂無瑕類彌發光華豈不被庶幾乎惣可爲辱後惡之大法則可謂昌先
烈之孝道而如聞者近日游說之輩於所々各樹異議歟或云堅守一城擲一伺天下之形容不
可必好挑戰高氏誠有運命者一身立義何爲臨時飯伏者不及失家之耻云云
○史論曰親房學植德望冠冕一時關城之圍急難陽而親朝觀望之罪深於賀蘭進明親房恢
復之志百折不回獨以招討爲已任今讀其移書聲容悅若相接苟有入心者孰不奮發
而激厲乎其
子顯家顯信皆
能死節忠義
華一千一門盛
矣哉

○興國元年八月帝不豫立
義良新王爲
皇太子尋而
禪位十六日
叙し陸奥の太守に任せさせたまふおなじき戊寅のと
て内裏にて御元服加冠は左大臣なりそなはち三品に
まふ甲戌の夏立親王丙子の春都にのぼらせましまま
弘癸酉元年東陸奥出羽のうためめておもひかせた
るままたは事とぞあねてよりさこぬさをたまひし元
申たまひけるとぞさればあまたの御子の中おたいさ
らまされさせまはんとて日をいだくとなんゆめお見
酬の天皇第七代御子御母の准三宮藤原は藤子此君と

帝崩^ニ金峰山^ニ行宮^ニ葬^ル吉野郡吉野町之東如意輪寺後山

去の春^ハ上らせ給ひて吉野の宮おましくし^テ秋七月伊勢に越させたまひりさねて東征ありま^レりとなは伊勢にかへりま^シつちれどの卯の年三月又吉野へいらせたま^シぬ秋八月中乃五日もづりをう^タて天日嗣をつたへおま^シます

評註 校訂 神皇正統記卷之六 大尾

准三官源公の正統

天皇の大御楯^ヲな^スて^スるきりぬき誠忠を流^シくしたま^シむし^テことハあめ^ノはち^ニいてり徹りぬま^シ乃著し^テま^シひたりし^コノ^ノら^ノぬ^ミのみあるら^ニお^ビか^シく^タふ^トき^ハ中^ニも^トき^ニ神皇正統記の千萬乃後の世までもとせりなきま^リみの鏡なることハはやくものしり^セとのいた^ハき^もち^テあ^ハあ^けぬ^さる^を世^ニ行^えれ^し摺卷乃すり^コな^ハい^れけ^れえ^今や^至ま^とこ^ノるのかた^くく^つれ^ぬ櫻木にふた^ハひ^さき^はほ^お

考むとハするなりけりさてハ善本にも校ハ正
誤はたいさ、かるしちに補ハ猶識者の論説を
もをもしるしていはふたふとくいさ清く底澄
まさる源公の大勳功を播布さんといするなり
けりあなかしこ

慶應元年四月十七日 左京布衣藤原真彦謹記

天皇の大勳功を播布さんといするなり
けりあなかしこ

明治廿年一月十七日反刻御届

全 年六月十日刻 成

○定價金貳圓

出版人

京都府平民

今尾安治郎

下京區第四組井筒屋町
第十四番戸内三号

發兌人

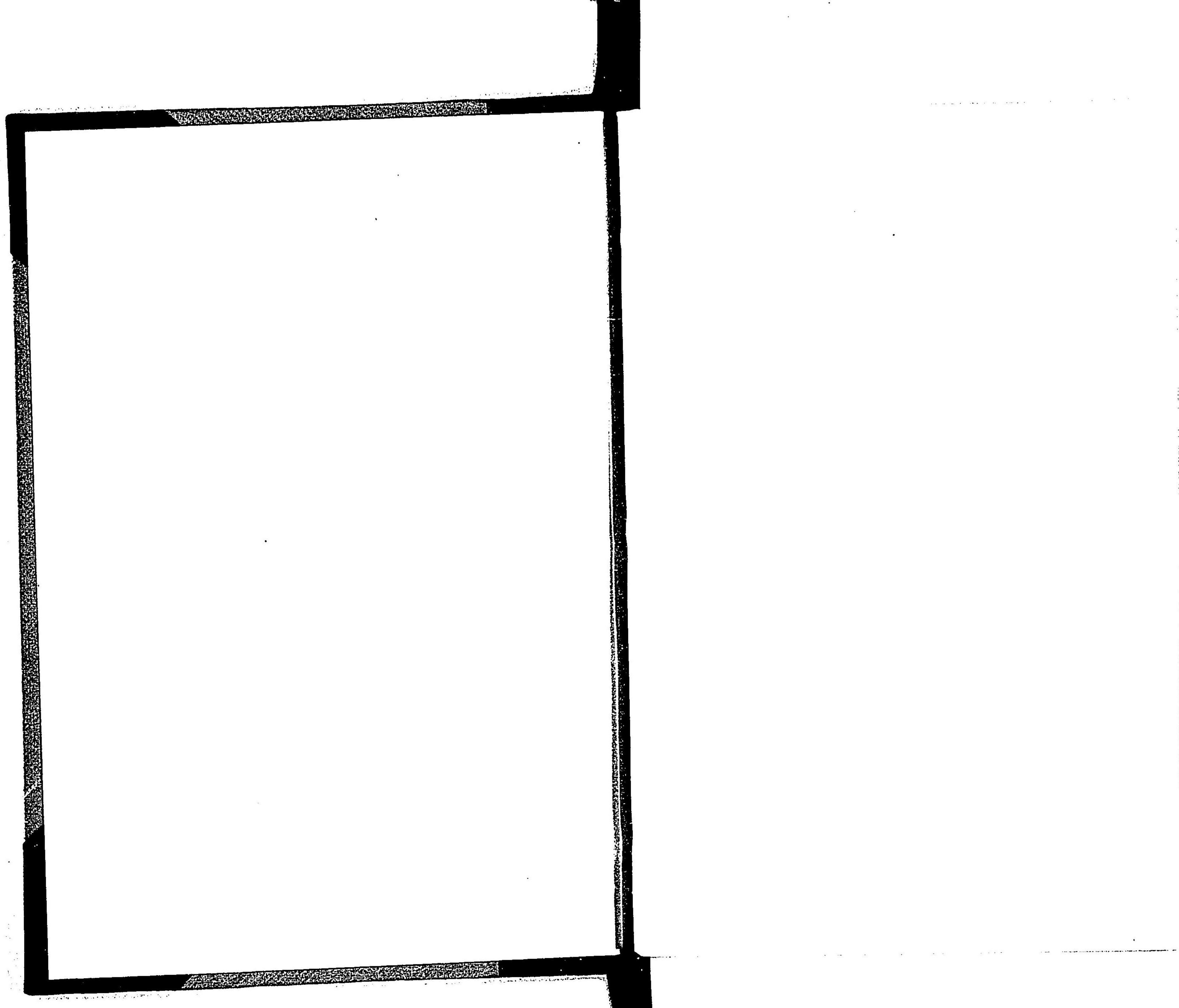
西京寺町四條北二入

田中治兵衛

發兌人

西京寺町綾小路南入

川勝徳治郎





210.12
Ki281₃
K2

Ⓜ

000703-000-0

210.12-Ki281₃-k2

神皇正統記

藤原 真彦/注

M20

ACB-1561



